

法科大学院認証評価

自己評価書

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

平成19年6月

香川大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	15
	第4章 成績評価及び修了認定	23
	第5章 教育内容等の改善措置	41
	第6章 入学者選抜等	45
	第7章 学生の支援体制	61
	第8章 教員組織	68
	第9章 管理運営等	84
	第10章 施設、設備及び図書館等	102

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科
法務専攻（専門職学位課程）

(2) 所在地

香川県高松市

(3) 学生数及び教員数

学生数（105人）

教員数（19人）（うち実務家教員5人）

2 特徴

(1) 本法科大学院は、司法改革の一環として、社会の諸問題を自ら考え解決することができる法曹を養成する目的で、四国各界の支援を背景にして、香川大学と愛媛大学とが連合して設置した法科大学院である。本法科大学院は、司法改革の理念に沿った法曹を教育するという目的とともに、地域におけるリーガル・サービスの需要に応じ、地域の法曹教育を受ける機会を広げ、地域に根ざし、地域で活躍する法曹を養成すること、また、地域で活躍している法曹に対する教育または研修の機会を提供する必要性などから、全国に適正に配置すべき法科大学院を四国にも設けるという基本的な方針に基づいて設置された。

四国地域の弁護士は現員数においても、また、人口との比率においても少ない法曹過疎地である。そのため、法的紛争に係わる四国の住民は、リーガル・サービスを受ける機会が少なく、裁判を受ける権利が十分に保障されていない状況である。たとえ、法曹人口を増やしたとしても、それが四国の弁護士数の増加につながるという保証はない。四国に法科大学院を設置し、地域において法曹教育が行われてこそ、地域に根ざした弁護士が増え、全国的な弁護士過疎または偏在の問題を解消できる期待が高まる。

香川大学は法学部に、愛媛大学は法文学部に多数の研究者教員を擁し、法学教育の経験を蓄積してきた。四国各県弁護士会、住民、地方自治体、各経済団体等の四国における法科大学院設置に対する強い要望を受け、両大学は、各学部を中心に設置の準備を進めた。四国弁護士会からは強い支援があり、平成13年3月から四国弁護士会連合会の主宰による協議会が開かれた。さらに、平成14年3月か

らは四国国立大学協議会のもとで、四国における法科大学院の設置について調整が行われた。これら関係する諸団体の検討結果を踏まえて、平成15年4月に、両大学による連合形態の法科大学院を設置する合意が成立した。その際、香川大学が所在する高松市には、高松高等裁判所、高松高等検察庁、四国弁護士会連合会事務局が置かれ、これら四国における関係機関との連携を円滑に行うことを考慮して、香川大学を基幹校とすることとして、平成16年4月に設置した。そして、四国弁護士会連合会が中心となり、これら関係諸団体及び個人を会員とする「四国ロースクール後援会」が、平成18年に組織され、本後援会が主催する公開講座や四国四県各弁護士会との交流がはかられ、学生の法曹を目指す意欲を高めている。

(2) 連合形態の本法科大学院は、香川大学と愛媛大学の人的、物的資源を背景にした法曹養成が可能である。

第一に、学生に対する設置基準上必要な教員を超える数の専任教員を有し、高密度の少人数教育が可能である。法律基幹科目群を中心に、演習形式の授業は2クラス（各15人）に分割され、ケース・メソッド、ソクラテスマソッド、ディスカッションなど双方向・多方向の授業が行われ、考察力を養い、学生一人ひとりに対する丁寧な指導が行われている。四国弁護士会連合会には法科大学院支援委員会が設けられ、弁護士による授業参観を踏まえ、本法科大学院教員と意見交換が行われるなど、地域の関係機関とも連携し、親身に地域住民の生活を支える法曹を養成することを目指している。

第二に、授業は通常香川大学で実施されているが、夏季の休暇を利用し、愛媛大学の先端研究である無細胞タンパク質合成、沿岸環境科学研究センター、地域医療や愛媛弁護士会の支援を得ながら、「環境法Ⅱ」、「知的財産法Ⅱ」、「精神医療と法」、「リーガル・クリニック」の授業が行われている。また、IT教育機器によって、遠隔授業、学生との質疑応答など、授業を臨時的・補助的に支えている。

第三に、所在地が四国経済の中心に位置することと、豊島産業廃棄物不法投棄事件や愛媛大学の沿岸環境科学研究センターの成果などの素材を基盤にして、ビジネスロー分野と環境法分野を充実させている。

II 目的

- (1) 本法科大学院は、「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野や外国法の知見，国際的視野と語学力等」（法科大学院の設置基準等について（答申）「はしがき」平成 14 年 8 月 5 日）の資質を備えた人材を養成するために，司法試験，司法修習と連携した「プロセス」としての基幹的な高度専門教育機関として，理論的教育と実務的教育を架橋し，公平性，開放性，多様性を旨とした「幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ，親身になって地域住民の生活を支える法曹」及び「地域経済活動を支え，国際的視野で環境保全を推進する法曹」という基本的理念を統合的に実現することを目的として設置された。この目的と理念のもとに，以下のような学生募集，教育内容，教育方法がなされている。
- (2) 法学部等の出身で法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という）のみならず，社会経験を有する社会人や法学部等以外の他学部において専門知識を備えた者（以下「法学未修者」という）を募集定員の 3 分の 1（9 名）の枠で優先的に入学させ，幅広い教養と多様な専門的知識を有する人材を受入れることによって，社会的な常識や実務上の経験を法学教育の現場に発揮させながら，新たな社会問題を考察する力を養成できる教育環境を形成している。
- (3) 法学未修者に対しては六法を中心に法学の基礎を学びながら，法的考察力を養成することを目的として法律基礎科目群を配置している。法学未修者の 2 年次以降および法学既修者には，演習問題や模擬裁判等の具体的な事件を素材にして考察し，実務上の判断力を養成する法律基幹科目や法曹倫理などの実務的教育，法制史などの基礎法学・隣接科目群，環境法，知的財産法などの展開・先端科目群を配置している。このような多様な考察力を養成するカリキュラムを編成することによって，専門的な法知識を確実に習得させるとともに，それを批判的に検討し，また発展させていく創造的な思考力，あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- (4) 本法科大学院における教育方法は，法学未修者を対象とする法律基礎科目群においては，法律学の基礎的な学識を修得することを目的に講義方式で行うことを原則とし，法律基幹科目群，基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群は，少人数のクラスで事例問題を質疑応答やディスカッションによって分析し考察する演習方式で行ない，調査・レポート方式などを適宜組み合わせ活用することによって理論的な考察力と表現力を養成することとし，双方向的・多方向的の授業方式が採られている。
- また，理論と実務を架橋した教育のために，民事裁判演習や刑事裁判演習などの科目においてローヤリングやエクスターンシップが行われており，リーガル・クリニックを実施する愛媛大学には法律相談所が設置されており，日常的な法律相談活動を通じて授業効果を高める教材の収集を行っているとともに，地域におけるリーガル・サービスの一役を担っている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、多様で豊かな知識と経験を備えて法的考察力を有する法曹を養成するため、次章以下の基準の分析で示される理論的かつ実践的な教育を行っている。とりわけ、本法科大学院が法曹過疎の現状にある地域に設置されていることに鑑み、地域に根ざした法曹を養成する目的を達成するため、以下の教育を実施している。

本法科大学院は、四国経済の中心である高松市に所在するところから、地域経済を支え、経済のグローバル化が進む中で、ビジネスローに精通し、国際的視野をもった法曹を養成するため、展開・先端科目に「経済法Ⅰ」「経済法Ⅱ」「国際経済法」「経済法演習」「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」「金融商品取引法」「保険法」「倒産法」「消費者保護法」「国際私法」の各科目を開講している。

また、本法科大学院は多島景観美を有した瀬戸内海に面している。瀬戸内海は、遠浅で波静かな地形から、古来多様な利用に供されてきたため汚濁と景観破壊が進行し、環境保全のための行動が求められている閉鎖性水域である。本法科大学院は、環境保全を推進する法曹の養成もまた重要な使命と考え、展開・先端科目に「環境法」に関する複数の科目（「環境法Ⅰ」「環境法Ⅱ」「環境法演習」）を開講している。

本法科大学院の教育目的は、現実に生じた具体的な事例を教材にして法的問題点を分析し、争点を整理し、理論を当てはめ、実務家教員による実践的教育を行いながら、紛争の解決能力を養成する教育の実施によって達成されている。法学部以外の出身者及び法学部出身者であっても法的素養が未だ不十分な入学者に対しては、入学年次における基礎科目群で法的なものの考え方（リーガルマインド）と基本的な知識を養い、その上で、2年次と3年次で法学既修者とともに、基幹科目群や実務基礎科目群で演習問題による教育によって実践力と応用能力を養成し、幅広い思考力を身につけることを目指している。そして、多様な基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を設け、学年と学修段階に応じた体系的なカリキュラムを用意し、実施している。成績評価も、法科大学院が過程としての法曹養成制度であることを踏まえ、本法科大学院で実施されている教育方法に即し、平常の学修の評価と、その学修の成果を確認する期末試験による評価を、各科目の特性に応じつつ、1回限りの期末試験の成績に偏した成績評価にならないようにし、平常の学修評価においては出席の状況やレポート作成の到達度に対する講評を行うなど、平常の学修過程を成績評価に反映させ、法曹としての能力や資質の養成を厳格に評価している。

なお、修了認定は規定に基づいて厳格に行われており、その結果、平成16年度入学

者 30 人のうち（退学者は 2 人），平成 18 年度修了認定者は 20 人である。

<別添資料>

- ・『設置計画書』図 5 「体系的な教育課程と教員組織」（資料番号 6）
- ・本学の目的，理念（資料番号 2 - 1，1 - 2 頁）
- ・シラバスの授業計画，授業内容，成績評価方法（資料番号 2 - 1，47 頁～）

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念，目的が明確に示されており，その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され，成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

本法科大学院の教育の理念と目的は，設置計画書に基づいて作成された修学案内，学生募集要項，ホームページ等に明示されている。その概要は以下に示すとおりである。

本法科大学院は，香川大学及び愛媛大学が連合して四国地域に設置されている唯一の法科大学院であり，両大学の人的，物的資源を背景にした法曹養成を目指している。とくに，香川大学は，四国経済の中心としてビジネスローの教育と豊島産業廃棄物処理問題等の環境法の教育に好適な素材を有し，愛媛大学は，無細胞タンパク質合成技術などの知的財産法，瀬戸内海の環境保全に関する学際的な研究を行っている沿岸環境科学研究センターを背景にした環境法の教育を効果的に行うことができる。多様な能力を持った法曹を養成するため多様な展開・先端科目を開講し，とくに連合の本法科大学院は，基幹校を香川大学に置き，通常は香川大学で教育が行われるが，連合の特徴を發揮するため，夏季休暇中に愛媛大学において「リーガル・クリニック」，「環境法Ⅱ」，「知的財産法Ⅱ」，「精神医療と法」の授業が行われている。本法科大学院の教育は学生の入学定員 30 名（収容人員 90 人）に対し専任教員 20 名（現員 19 名）で行われる少人数教育であり，四国弁護士会連合会（とくに香川県弁護士会，愛媛県弁護士会）など地域関係機関と連携しながら，親身に，地域に親しみ活躍する法曹を養成することが目指され，毎年，各学生に対し教員 2 名が面接を行い，学修や生活などの指導を行う機会を設けている。

また，四国弁護士会連合法科大学院支援委員会メンバーが法律基本科目群について授業参観を実施し，実務の観点から参考となる意見を受けて，これらの教育理念と目的を踏まえた授業が行われている。さらに，リーガル・クリニックの実施にあたっては愛媛弁護士会の協力を得ている。こうした教育活動で気づき，指摘された諸問題については，FD研究会や教授会で話し合わせ，教員が共通の認識を持つ体制にある。

本法科大学院で行われる教育効果を確実にするため，学生が授業を繰り返し復習できるように授業の自動収録システムなど IT 教育機器を設置している。また香川大学と愛媛大学との間で遠隔授業が行えるように施設を整備し，数回の実験を重ねた後に，2 年度にわたって「行政法」の補講を行い，正規の授業で実用できる段階になっており，平成 19 年度から，文部科学省に了解を得たうえで，愛媛大学所属教員が香川大学に赴けない非常時に臨時的・補助的に活用できるようにしている。また，この遠隔授業装置を使って，愛媛大学と学生の自習室とを結び，愛媛大学所属の教員と直接対面し質問ができるようにしている。

以上のような本法科大学院の教育活動において，経済的事情や健康上の理由で休学する者を除き，単位不認定で留年となる者は約 1 割（2 から 3 名）である。なお，平成 18 年度修了生のうち，司法試験出願者は 17 名，受験者は 9 名であり，残りの修了生は翌年度からの受験を希望している。【解釈指針 1-1-2-1】

<別添資料>

・教育上の理念・目的，法曹像，履修モデル（資料番号 2-1，1-10 頁）

- ・平成19年度学生募集要項（資料番号3）
- ・開講授業科目一覧（資料番号5-1，資料番号2-1 44～45頁）
- ・弁護士会による授業参観に関する資料（資料番号7）
- ・弁護士会との懇談会の開催履歴（資料番号35）
- ・自動収録システム，遠隔授業に関する施設の資料（資料番号8）

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 法律基礎科目群のすべての科目と法律基幹科目群の一部の科目について、四国弁護士会連合法科大学院支援委員会による授業参観が行われ、その授業参観後に同支援委員会委員と本法科大学院学生及び教員とが意見交換を行なうことにより、実務の視点から授業における重点の置き方、争点のとり上げ方、学生に対する質問方法などについて授業方法の改善をはかる資料となり、また、理論と実務の架橋が具体的に行われている。
- (2) 愛媛大学は、「リーガル・クリニック」を実施するために、地域貢献を兼ねた事業として法律相談所を設置しており、日常的な法律相談を通じて授業に使用する教材を蓄積し、授業に際しては法律相談の意義、法律相談の受け方など現場に即した指導を行なうことができ、実務教育を有効なものとしている。
- (3) 法律基礎科目群の講義に自動収録システムなどIT教育機器を整備し、学生が都合のよいときに自由に復習できるようにしている。

<改善を要する点>

- (1) 本法科大学院は、多様で豊かな人間性と専門知識をもち、とくにビジネスローと環境法の素養をもった法曹を養成する目的で開講されているところから、展開・先端科目として開講している「経済法」(I, II)、「環境法」(I, II)を選択し履修しやすい時間割の組み方を考える必要がある。そのためには、本法科大学院の設置目的と展開・先端科目群との関連性についても説明しながら、「点」としての法曹養成ではなく、「プロセス」としての法曹養成を法科大学院が教育目的としているという自覚をもたせる指導をする必要があると感じている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院では、憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法、刑法、刑事訴訟法、及び公法演習、民事法演習、刑事法演習の法律基本科目を法学未修者コースの1年次～2年次、法学既修者コースの1年次といった低学年に配当し、この段階では理論面に重点を置いた教育を行っている。

これに対し、実務基礎教育は、実務講座、要件事実論、刑事訴訟実務、法曹倫理、民事裁判演習、刑事裁判演習、リーガル・クリニック、エクスターンシップといった授業科目で行っており、1年次から3年次に段階的に配置することにより、理論的教育と実務的教育を架橋させるカリキュラムを編成している。

それぞれの科目間においても、段階的な理論的教育に留意しつつ、シラバスには理論と実務の架橋をはかる教育が行なわれることを意識的に示している。このようなシラバスを通じて、3年間での学習の到達点と、3年間に学習すべき内容が各年次にどのように配当され、位置づけられているか、次の段階にどのようにつながっていくかを学生に明示している。

法律基礎科目群の授業は、主として体系的な理論的教育を行うが、実務への架橋教育の基礎を形成するために、体系的把握と同時に事例問題の検討を中心とした授業を行い、法学未修者コースの2年次、法学既修者コースの1年次に配当される基幹科目（演習科目）の授業へとつなげている。基幹科目においては、事実関係の複雑な応用事例、判例事案を用いて授業を行い、次段階である実務的教育への架橋を果たしている。

本法科大学院は香川大学法学部とは別個の部局であり、カリキュラムのコース編成や既修者の認定が相互に組み込まれているところもない。【解釈指針2-1-1-1※】

<別添資料>

- ・ 教育理念（資料番号2-1-1-2頁，資料番号9-2）
- ・ 開講授業科目一覧（資料番号5-1，資料番号2-1-44～45頁）
- ・ 法律基本科目（基礎科目，基幹科目），実務基礎科目のシラバス中の科目概要（例，民訴法→民事法演習Ⅳ，要件事実論→民事裁判演習）（資料番号2-1，47頁～）
- ・ 香川大学法学部のカリキュラム及びコース編成（資料番号2-3）

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、以下のような科目によりカリキュラムを構成している。

1. 法律基本科目【解釈指針 2-1-2-1 ※】

(1) 基礎科目 憲法Ⅰ，憲法Ⅱ，行政法，民法Ⅰ，民法Ⅱ，民法Ⅲ，民法Ⅳ，民事訴訟法Ⅰ，民事訴訟法Ⅱ，商法Ⅰ，商法Ⅱ，商法Ⅲ，刑法Ⅰ，刑法Ⅱ，刑事訴訟法 <計 15 科目 32 単位>

(2) 基幹科目 公法演習Ⅰ，公法演習Ⅱ，公法演習Ⅲ，民事法演習Ⅰ，民事法演習Ⅱ，民事法演習Ⅲ，民事法演習Ⅳ，民事法演習Ⅴ，刑事法演習Ⅰ，刑事法演習Ⅱ，刑事法演習Ⅲ <計 11 科目 22 単位>

2. 実務基礎科目【解釈指針 2-1-2-2 ※】

法律情報処理，実務講座，法曹倫理，要件事実論，刑事訴訟実務，民事裁判演習，刑事裁判演習，リーガル・クリニック，エクスターンシップ <計 9 科目 17 単位>

3. 基礎法学・隣接科目【解釈指針 2-1-2-3 ※】

法哲学，比較司法システム論，日本法史学，刑事政策，政治学Ⅰ，政治学Ⅱ，特別講義Ⅰ <計 7 科目 14 単位>

4. 展開・先端科目【解釈指針 2-1-2-4 ※】

地方自治法，環境法Ⅰ，環境法Ⅱ，環境法演習，労働法Ⅰ，労働法Ⅱ，社会保障法，租税法Ⅰ，租税法Ⅱ，金融商品取引法，保険法，知的財産法Ⅰ，知的財産法Ⅱ，国際私法，倒産法，経済法Ⅰ，経済法Ⅱ，国際経済法，経済法演習，消費者保護法，国際公法，精神医療と法，特別講義Ⅱ <計 23 科目 46 単位>

これらの展開・先端科目群は、もともと法律基本科目群に各論として位置づけられながら、社会の変化に対応して独立して特殊法と称される法領域や社会の新たな諸問題の中から生成し新しい法分野として発展してきた科目である。

【解釈指針 2-1-2-5 ※】

なお、平成 19 年度に展開・先端科目として開講する科目のうち、地域環境法、不動産

法及び情報法は、行政争訟法等とともに、平成19年度カリキュラム改正により廃止すると定められたものであり、平成18年度以前の入学者だけが履修できることとしている。

<別添資料>

- ・開講授業科目一覧（資料番号5-1，資料番号2-1 44～45頁）
- ・シラバスの科目概要（資料番号2-1，47頁～）

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

本法科大学院では、以下のように科目を開設している。

(1) 公法系、民事系、刑事系の分類では、必修科目として、以下のものを開設している。【解釈指針 2-1-3-1 ※】

公法系科目 憲法Ⅰ，憲法Ⅱ，行政法，公法演習Ⅰ，公法演習Ⅱ，公法演習Ⅲ <計 6 科目 12 単位>

なお、主として憲法を内容とする「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」及び「公法演習Ⅰ」「公法演習Ⅱ」は行政法の視点からも考え、主として行政法を内容としている「行政法」及び「公法演習Ⅲ」は憲法の視点からも考える授業となっている。

民事系科目 民法Ⅰ，民法Ⅱ，民法Ⅲ，民法Ⅳ，民事訴訟法Ⅰ，民事訴訟法Ⅱ，商法Ⅰ，商法Ⅱ，商法Ⅲ，民事法演習Ⅰ，民事法演習Ⅱ，民事法演習Ⅲ，民事法演習Ⅳ，民事法演習Ⅴ
<計 14 科目 30 単位>

刑事系科目 刑法Ⅰ，刑法Ⅱ，刑事訴訟法，刑事法演習Ⅰ，刑事法演習Ⅱ，刑事法演習Ⅲ <計 6 科目 12 単位>

(2) 法律実務基礎科目としては、必修科目として、法曹としての倫理、責任感を養う「法曹倫理」(2 単位)、事実認定に関する基礎的教育を内容上含む「民事裁判演習」(2 単位)、「刑事裁判演習」(2 単位)を開設している。「法曹倫理」では弁護士倫理を中心しつつ、裁判官及び検察官の職業倫理についても教授している。なお、「法曹倫理」は従来の 1 単位から 2 単位に変えたが、その実施は平成 19 年度入学生が履修する平成 20 年度からである。

また、法情報調査の技法を学修する「法律情報処理」を必修科目として開設し、法学未修者コース、法学既修者コースの各 1 年次に配当している。法文書作成は「民事裁判演習」及び「刑事裁判演習」の中で指導している。

さらに、臨床型の実務科目として、法律実務の基礎的技能を見聞しその理論と実務を学ぶ「実務講座」(2 単位)を必修科目として開設し、また、弁護士の指導監督のもと法律相談、事案の整理、解決案の検討等を学ぶ「リーガル・クリニック」(2 単位)、及び法律事務所や企業・行政において法務研修を受ける「エクスターンシップ」(2 単位)を選択科目として開設している。それらの科目でも法曹としての責任感や倫理感を涵養している。模擬裁判、ローヤリングは法律実務基礎科目群の授業科目の中で行われている。前記の「法曹倫理」は、「リーガル・クリニック」が実施

される3年次夏期の直前の3年次前期に担当している。臨床系の実務科目の履修前に履修させることが望ましいが、ある程度、法律の学習が進んだ後であれば、体系上どの年次に開講しなければ不都合であるという事情はないから、学生の負担を考慮して、必修科目が多い1年次及び2年次ではなく、必修科目が僅かの3年次に担当している。

これらに加えて、法律実務基礎科目群の選択科目として民事裁判実務の基礎を学ぶ「要件事実論」(2単位)、及び刑事裁判実務の基礎を学ぶ「刑事訴訟実務」(2単位)を開設している。【解釈指針2-1-3-2※】

(3) 基礎法学・隣接科目については、「法哲学」、「比較司法システム論」、「日本法史学」、「刑事政策」、「政治学Ⅰ」、「政治学Ⅱ」、「特別講義Ⅰ」の計7科目14単位のうち、4単位以上の修得を修了要件としている。【解釈指針2-1-3-3※】

(4) 展開・先端科目については、「地方自治法」、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法演習」、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」、「社会保障法」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「金融商品取引法」、「保険法」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「国際私法」、「倒産法」、「経済法Ⅰ」、「経済法Ⅱ」、「国際経済法」、「経済法演習」、「消費者保護法」、「国際公法」、「精神医療と法」、「特別講義Ⅱ」の計23科目46単位のうち、16単位以上の修得を修了要件としている。【解釈指針2-1-3-4※】

<別添資料>

- ・開講授業科目一覧(資料番号5-1, 資料番号2-1 44～45頁)
- ・シラバスの科目概要(資料番号2-1, 47頁～)

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

(1) 大学設置基準第21条関係

本法科大学院では、法学未修者コース1年次～3年次、法学既修者コース1年次～2年次における必修科目の授業時間割の設定は、月～金曜日の1校時～5校時の範囲内において、1日に原則1コマ、多くても2コマの授業科目を設定するにとどめている。また、学生の学習準備に配慮し、同じ学生がなるべく必修科目を2コマ連続して受講することがないように、時間割上配慮している。

(2) 同第22条関係

本法科大学院では、期末試験期間を含め第一学期（通称前期）を4月初旬から8月初旬まで、第二学期（通称後期）を10月1日から2月下旬まで、通年35週間の期間にわたって授業を行っている。

(3) 同第23条関係

本法科大学院では、前期・後期の Semester 毎に授業科目を開設しており、1つの授業科目の開講は、2単位の授業科目であれば、15回の授業回数を確保できるよう15週間にわたる期間を学年暦で設定している。実際上も、定期試験を含めずこれとは別に、15回の授業を実施している。演習授業（法学未修者コース2年次、法学既修者コース1年次配当の基幹科目）についても基本的にこの原則どおり授業を行っている。休講となった科目については、学生と相談のうえ、補講日を決め、実施している。

百日咳の流行のために平成19年5月26日から6月3日まで全学休講になった時は、教務・設備委員会が補講設定可能時間帯を示し、各教員の補講実施の調整を行って、補講時間を確保した。

<別添資料>

- ・開講授業科目一覧（資料番号5-1，資料番号2-1 44～45頁）
- ・授業時間割表（資料番号2-1，209～211頁）
- ・平成19年度行事予定表（資料番号10）
- ・学年暦（資料番号2-1，表紙裏）
- ・各シラバスの授業計画（資料番号2-1，47頁～）

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 必修科目のカリキュラムが、理論的教育と実務的教育の架橋を意識しつつ段階的に編成されている。
- (2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目がそれぞれの教育目標のもとに開講されている。
- (3) 公法系、民事系、刑事系の分類においてバランスよく科目が配置されている。
- (4) 各授業の授業期間、授業回数が確保されている。
- (5) 必修科目の時間割編成がバランスよく適切になされている。

<改善を要する点>

- (1) 法律基本科目のうち民事系の必修科目が合計 30 単位であり、特に民法系の基本科目につき 2 単位程度の充実が望ましい。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院は、入学定員30人に対して専任教員20人(定員。現員19人)により密度の濃い少人数教育を施している。一つの授業科目における学生数は最多の授業でも30人が標準であり、討論方式によって行われる2年次の演習科目は1クラス15人(2クラス開講)、起案練習やロールプレイを行う3年次の民事及び刑事裁判演習は1クラス10人(3クラス)を標準(なお、平成18年度においては、3年次の民事裁判演習及び刑事裁判演習履修可能者が22名に留まったため、民事裁判演習については2クラスのみ開講)とすることで、多方向・双方向による密度の高い教育を行えるようにしている。【解釈指針3-1-1-1※】

入学者数の定員過剰や原級留置等による再履修が生じた場合であっても、非演習系科目で20人程度、演習系科目で1クラス5名程度の増加であれば、何らの支障なく授業を行なうことが可能である。【解釈指針3-1-1-2】

他研究科の学生または科目等履修生による科目の履修は、授業の性質及び規模により研究科学生の履修に支障のない限りにおいて許可することになっているので、科目等履修生の受入により授業が適切な規模を超える事態は生じない。《資料3-1-1-2》【解釈指針3-1-1-3※】

《資料3-1-1-2》 科目等履修生

香川大学大学院規則(抜粋)

第65条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、研究科学生の履修に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として学長が入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第37条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(出典：香川大学規則集)

<別添資料>

・開講授業科目一覧(資料番号5-1, 資料番号2-1 44-45頁)

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

本法科大学院においては、法律基本科目群に当たるものを、基礎科目群と、基幹科目群とに分け、1年次に基礎科目群、2年次(法学既修者コース1年次)に基幹科目群を、必修科目として配当している。

基礎科目群は、法学未修者コース1年次に配当される13の授業科目(公法系2科目、民事法系8科目、刑事法系3科目)及び2年次に配当される2つの授業科目(行政法及び商法Ⅲ)により構成される。これらの科目においては、実定法に関する基本的な法律知識を修得するために、基礎的理論的教育を行う。基礎科目群は1クラスのみ開講されている。入学定員は30人であることから、入学者数の定員超過及び再履修による増員を考慮しても、50人の標準数を上回る状況にはない。

基幹科目群は、法学未修者コース2年次、法学既修者コース1年次に配当され、11の演習方式の授業科目(公法系3科目、民事法系5科目、刑事法系3科目)により構成される。これらの授業科目においては、理論的問題点を掘り下げるとともに、かかる問題点について実務的にはどう処理されるべきか、あるいは実務上どのように評価されているのかを体得する能力を身につけるため、これらの科目においては法的知識を駆使する訓練を行う。基幹科目群にあたる授業科目は、少人数で双方向の授業を行うことによる教育効果を考慮し、同一授業科目につき、1学年の履修者を2クラスに分けたうえで行う。したがって、基幹科目群の1クラスの標準数は15人であり、たとえ一時的に少々の増員があったとしても少人数で双方向の授業を行える状況にある。【解釈指針3-1-2-1※】

<別添資料>

- ・開講授業科目一覧(資料番号5-1, 資料番号2-1 44~45頁)

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

本法科大学院においては、①基礎科目群と基幹科目群（設置基準等という法律基本科目群に当たる）により、まず法的思考力の基礎を形成し、②こうして得られた能力を、実務基礎科目群により、実務へと架橋する。また、③基礎法学・隣接科目群により、それを人間と社会に対する洞察力を裏打ちする能力にまで高め、さらに、④展開・先端科目群による応用と深化を通じて、法的思考力を鍛えその幅を広げるよう、各授業科目の性質に応じた適切な教材及び方法による授業を実施している。

基礎科目群は法学未修者を対象としており、基本的な法概念や制度の説明に重点を置きつつも、一方的な講義とならないよう、質疑応答を取り入れ、疑問を見だし、問題への理解と考察力をより深められるよう努めている。

基幹科目群は、各法分野の基本知識を前提に総合力、応用力を養うべく、授業ごとに事例に関する資料（判例や参考論文、および判例評釈などの解説）を紹介し、予習して授業に臨むことを求め、授業では、当該事例に付される設問について毎時間終了後または授業中に論述して提出し（レポート）、添削を行う等、学生のより主体的で積極的な参加と、個別的指導を行うよう努めている。また、実務基礎科目群においては、現実に生起している社会的事実に触れさせ、それがどのように法律的な解決に導かれていくのか、その過程について理解を深めさせ、訴訟記録等を踏まえた実務的な法的処理、判断能力の養成を行うよう努めている。《資料 3-2-1-1》【解釈指針 3-2-1-1】、【解釈指針 3-2-1-2】、【解釈指針 3-2-1-3※】

《資料 3-2-1-1》 各授業科目の履修方法

1) 単位の計算方法と予習・復習

各授業科目の単位計算方法は、1単位につき45時間の学修を要し、それに相応した内容をもって構成することを標準とする。授業時間自体は15時間であるので、1単位を取得するためには、授業時間数の2倍の予習及び復習を行うべきことが、履修の前提とされている。

2) 基礎科目群等

基礎科目群は原則として講義方式によるが、適切に内容を理解するためには多大なエネルギーを注いだ予習・復習が必要とされる。予復習の方法はシラバスに表示されているので、それに従って履修しなければならない。たとえば、各回の授業ご

とに、あらかじめ指示された教科書、副読本、プリント等の関係個所を予習し、講義においては、重点項目に絞った質疑応答によって理解度を高める。また、随時にレポート等の課題が出され、提出が義務付けられる。また、授業時間中に小テストを実施することも多い。

基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群のうちの講義形式を採る科目の授業も同様である。

3) 基幹科目群

基幹科目群では、プロブレムメソッドとソクラティック・メソッド等、少人数の討論方式によって行われる。1年次における基礎科目群と3年次(2年コース2年次)における実務基礎科目群との架橋をも目的とするもので、事実関係から法的問題を抽出して問題解決を行うことができる能力を養成する科目である。たとえば、各回ごとに、あらかじめ指定の文献を読み、問題点の検討を各自で行ったうえで、授業に臨む必要がある。随時、シラバスないし前もって示された方法に従い、論点の整理等を内容とするレポートも義務付けられる。

展開・先端科目群のうち演習形式を採る科目の授業も同様である。

(出典：平成19年度「修学案内」11～12頁)

年度始めに、1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法等を記載した修学案内・シラバスを学生に配布し、また教育研究支援システム(TKC)を通じて学生に周知している。

法律実務基礎科目のうち「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」の実施にあたっては、本法科大学院の「法律実習における守秘義務の遵守について」(2006年2月8日教授会で承認)に定められているところに従い、受講生に誓約書を提出させるほか、実習前のスクーリングの際に法律相談を行うに当たっての心構えを指導する等、適切な指揮監督を行っている。《資料3-2-1-2》【解釈指針3-2-1-4※】

なお、法科大学院教育研究賠償保険への加入が必要であることを、入学手続案内に記載し、合格者に同案内と加入手続に必要な書類を同封して送っている。入学時のガイダンスにおいても、賠償保険への加入が必要であることを説明し、未加入者には個別に加入を説得している。さらに、「リーガル・クリニック」のシラバスに、受講のためには賠償保険への加入が必要であることを明記している。

《資料3-2-1-2》

法律実習における守秘義務の遵守について

平成18年 2月 8日
教授会 決定

第1 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科(以下「本研究科」と

いう。)の学生は、本研究科の正規及び課外の授業における法律相談、エクスターンシップ等の法律実習を行うにあたり知り得た個人又は法人に関する一切の情報、知識(以下「個人情報等」という。)の秘密を保持し、譲渡、貸与、複写及び口頭等いかなる手段においても第三者に漏洩、開示または公示せず、また、本研究科が保管する個人情報等に関するいかなる複製物も持ち出してはならない。

第2 本研究科のすべての学生は、法律実習を行うにあたりあらかじめ第1条の守秘義務に関する誓約書を香川大学・愛媛大学連合法務研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

第3 本研究科の学生が故意又は過失により第1条に定める守秘義務に違反したとき、研究科長は、本研究科教授会の決定に基づき、必要な懲戒上の処分を行う。

2 学生による守秘義務違反の調査に関する事項は、別に定める香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科調査委員会設置要項に拠る。

(出典：2006年2月8日教授会決定)

学生の事前事後の学習を効果的に行うための具体的措置としては、

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものとなるよう、時間割の作成においては、法律基本科目は1日に1科目から2科目、その他の選択科目等を含めても3科目以内になるよう工夫している。
- (2) TKC社と契約して法科大学院教育研究支援システムを採用し、Webを通じて各科目、授業回数毎の予習事項や課題の提示、レジュメ・関係資料の記載およびアップロードを行い、学生に対する事前の周知徹底を図っている。
- (3) 予習は事前に読むべき教科書の該当頁、関連判例、参考文献等を記載する方法により、また復習は復習課題と提出時期、提出方法等を記載する方法により、適切に指示するようにしている。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、自習室には在学生数分の専用キャレルが備わっており、土日も含めて24時間自習室で集中して学習することができる。自習のために必要な法律図書を図書館、法学部資料室および自習室の書架に配置している。また、学生が限られた時間で効率的に学習できるよう、データベースTKC社提供のロー・ライブラリーやWest Law等のオンラインデータベース、イントラネットによる情報提供サービスなどのIT支援システムを整備している。【解釈指針3-2-1-5】

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間を確保できるよう、2単位30時間の集中講義の場合、なるべく5日間かけて実施するようにしている。随時、シラバスないし前もって示された方法に従い、論点の整理等を内容とするレポートも義務付けられる。集中講義は、夏期休暇期間を利用して開講されるため、

学生が事前事後の学習に必要な時間を十分に確保することができる。【解釈指針3-2-1-6※】

なお、愛媛大学でサマースクールとして開講される集中講義では、学生は愛媛大学近辺のホテルに宿泊しながら授業を受けるため、移動の時間はかからない。また、学生の移動及び宿泊に必要な経費はすべて大学が負担している。このサマースクールについても、予習のために教科書の事前指定を行い、TKC に授業概要や講義資料を掲載することができるようにしている。

<別添資料>

- ・ 平成19年度時間割（資料番号2-1, 209～211頁）
- ・ 香川大学法科大学院教育研究支援システムTOP画面（資料番号11）
- ・ TKC記録（資料番号12）
- ・ e-learning（イントラネット）（資料番号13）

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

本法科大学院における各年次において登録できる履修科目の単位の上限は、36単位(最終学年次は44単位)である。この上限は、標準45時間(準備学習と復習を含む学習時間の合計)の学修を必要とする内容をもって1単位とする趣旨と、現実に学修できる時間数を考慮して、制限したものである。《資料3-3-1-1》【解釈指針3-3-1-1※】

また、最終年次においては、選択科目の履修可能性の拡大を考慮して、44単位を上限としている。【解釈指針3-3-1-2※】

《資料3-3-1-1》 登録単位数の上限

香川大学大学院規則(抜粋)

(履修科目の登録の上限)

第35条 地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程(抜粋)

(履修科目の登録の上限)

第6条 大学院学則第35条の規定に基づく履修科目の登録の上限は、次のとおりとする。

- (1) 1年次は、年間36単位を上限とする。
- (2) 2年次(2年コース1年次)は、年間36単位を上限とする。
- (3) 3年次(2年コース2年次)は、年間44単位を上限とする。

(出典：香川大学規則集)

本法科大学院では、再履修科目単位につき履修登録可能な単位数に算入しない制度は採用していない。【解釈指針3-3-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

(1) 高密度の少人数教育

本法科大学院は、香川大学と愛媛大学とが連合して設置し組織していることにより、1学年30名の学生定員に対し定員20名の専任教員を整えており、専任教員1人当たりの学生数は、1学年につき1.5人となり、全国の法科大学院の中でもトップクラスの密度である。これにより、学生一人ひとりに対する手厚く丁寧な指導が可能となり、各授業の1クラスの学生数は、演習科目においては10～15人程度、最多の授業科目でも30人程度に抑えられ、法科大学院に求められる双方向・多方向形式による密度の高い教育が実現されている。

(2) 優れた自習環境

本法科大学院は、自習室に学生の収容人数に応じたキャレルを設置しており、学生は専用のキャレルにおいて、土・日を含め24時間学習できる環境にある。また、情報端末コンセントから、学内LANに接続することにより、TKCやWest Lawのオンラインデータベースを自由に利用できると同時に、イントラネットを通じたDVD等の情報提供サービスも行っている。また、1年次の法律基礎科目や重要な選択科目は講義自動収録システムにより、画像、音声、授業で用いたスライドが収録されており、学生は学内LANを通じてオンデマンドに収録授業を聴講できる。

<改善を要する点>

(1) 集中講義形式の授業における予習・復習

集中講義形式の授業における予習・復習時間を確保できるよう、2単位30時間の授業を5日にかけて実施することを原則としているが、集中講義による場合は予習・復習時間が不足しがちであるので、ロースクールの学修が行えるよう授業時間割を配分すると同時に、できる限り、集中講義形式の授業を減らし、通常形式で開講する必要がある。

(2) TKCを通じた予習・復習課題等の提示

TKCを通じた予習・復習課題、レジュメ・教材等の提示は、特にコンピュータ操作に馴染んでいない年配層の教員の中に、実施できていない者がおり、100%の実施が課題となっている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 本法科大学院では、成績評価を秀，優，良，可，不可の5つのランクに分類（平成19年度入学生から適用，それ以前の入学生についてはA+，A，B+，B，C，不可の6ランクに分類）し，平常点・期末試験等の成績を総合した評点に応じ，90点以上を秀，85点以上90点未満を優，75点以上85点未満を良，70点以上75点未満を可，70点未満を不可と判定することとし，これを修学案内において明示している。なお，成績評価を5つのランクに変更したのは，全学的な電子情報処理に参入するために，全学が採用するランク数に統一する必要があったためである。《資料4-1-1-1》【解釈指針4-1-1-1※】

《資料4-1-1-1》 成績評価に関する基準

◎新履修要項（平成19年度入学生対象）

(1) 試験及び単位の修得

- 1) 授業科目を履修した者は，試験等の成績により合格と判定されることによって，所定の単位を修得する。
- 2) 試験は，「受験心得」に従って受けなければならない。
- 3) 成績評価は，秀，優，良，可及び不可に分け，秀，優，良，可を合格とする。
評点による場合は，次表のとおりとする。

評価区分	秀	優	良	可	不可
点	90以上	85～90 未 満	75～85 未 満	70～75 未 満	70未満

（出典：平成19年度「修学案内」12頁）

◎旧履修要項（平成18年度以前入学生対象）

3) 成績評価は、A+, A, B+, B, C及び不可に分け、A+, A, B+, B, Cを合格とする。 評点による場合は、次表のとおりとする。

評価区分	A+	A	B+	B	C	不可
点	90以上	85～90 未満	80～85未 満	75～80 未満	70～75 未満	70未満

(出典：平成19年度「修学案内」26頁)

(2) 成績評価方法については、期末試験・中間テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席の状況など評価の基準となる要素を具体的に示し、要素ごとの配点をシラバスにおいて予め公表することとしている。また、期末試験と平常点との割合について標準的な評価比率を定めており、法的知識の修得が重要となる基礎科目群等においては期末試験に比率を高め、双方向・多方向による質疑・議論等が重要となる基幹科目群等については、平常点の比率を高め設定し、科目の性質に応じた適正な評価がなされるよう工夫している。以上の標準的な評価比率は、シラバスの「成績評価基準」項目において、各授業科目の性質に即した、より具体的な評価方法・配点比率として明示され、学生に周知されている。なお、期末試験は氏名を記入させず学籍番号のみを記入させ、試験の成績評価について公平性を確保するように配慮している。《資料4-1-1-2》《資料4-1-1-3》【解釈指針4-1-1-1※】

《資料4-1-1-2》 成績評価の方法

(4) 厳正な成績評価の具体的な方法等

成績評価は、以下のような方法により行われる。

1) 多元的・客観的評価

成績評価基準は多元的なものとし、基準となる要素（例えば期末試験・中間テスト・レポートの結果、授業中の発言、出席の程度など）ごとの配点を、シラバスで予め公表する。

基礎科目群，基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の授業科目等，演習形式によらない授業科目では，評価に占める期末試験の比率は50～60%を標準とし，中間テスト・レポート等日常の学習の評価を，残りの比率40～50%で行う。

演習形式による基幹科目群の授業科目及び実務基礎科目群の多くの授業科目では，日常の学習の評価の比率をさらに高め，60%以上を標準とする。

2) 成績評価の表示・割合

担当教員ごとに評価の大きなばらつきが出ることを避けるために，秀を全履修者の5%以内，秀及び優の合計を全履修者のおおむね25%以内とする。

*旧履修要項

2) 成績評価の表示・割合

担当教員ごとに評価の大きなばらつきが出ることを避けるために，A+を全履修者の5%以内，A+，A及びB+の合計を全履修者のおおむね25%以内とする。

3) 評価の厳正性の確保

一部の授業科目は，期末テストの作成・採点などを複数の教員が担当する。

他の授業科目においても，期末試験の採点は，学生の学籍番号・氏名を特定できない措置を施して行う。また，成績評価が厳正に行われているかを定期的に点検する。

(出典：平成19年度「修学案内」13頁)

《資料4-1-1-3》 シラバスにおける成績評価基準項目の例

[基礎科目の例] 授業科目：憲法 I

6. 成績評価基準

期末試験の評価に占める比率は50%程度とし、残りの50%は、5回以上課す予定のレポート、小テスト、出席回数（出席率80%以上）、授業での積極的発言等の日常の学習を評価する。

[基幹科目の例] 授業科目：公法演習 I

6. 成績評価基準

質疑に対する解答や討議における発言内容及び中間テスト(30%)、講義受講後の適宜のレポート(20%)、期末試験(50%)のそれぞれをポイント化し、総合的・客観的に評価・判定する。なお、習熟度を随時確認できるように、各自がどの程度のポイントを取得しているかを講義のHPでリアルタイムに掲示する。

(出典：平成19年度「シラバス(修学案内所収)」より抜粋)

授業欠席が多い場合単位を認定しないことができるかについては、当初、明確な基準がなく、授業担当の各教員の判断によっていたが、正当な理由なく授業の3分の1以上を欠席した場合は単位を不認定とし、この取り扱いは、授業担当者があらかじめシラバスに掲載し、学生に周知した場合に行えることとする明確な統一基準を設け、平成18年度から適用することとした。《資料4-1-1-4》【解釈指針4-1-1-1※】

《資料4-1-1-4》 欠席にともなう単位不認定についての申し合わせ

正当な理由なく授業の3分の1以上を欠席した場合、単位を認定しない。この場合、成績表には[F]と表記し、成績評価の記入漏れや期末試験の未受験の場合とは区別する。また、出席不良者が期末試験を受験した場合には、[不可]の成績評価とする。

この取扱いは、授業担当者があらかじめシラバスに掲載し、学生に周知した場合に行うことができる。

(注記1)

「欠席にともなう単位不認定」は、日頃の学習の評価に際して、小テストや中間テスト、レポートの提出、授業中の発言、出席の程度などを評価対象とする、平常点の取扱いとは区別する。

(注記2)

この申し合わせは、2006年度からの実施とする。

(平成17年7月6日教授会決定)

成績評価の各ランクにおける具体的な人数の分布については、担当教員ごとに評価の大きなばらつきが出ることを避け、かつ、学生に対する甘い評価とならないよう、秀を全履修者の5%以内、秀及び優以上の合計を全履修者のおおむね25%以内とする基準を設け、これを修学案内に明示し、厳正な成績評価がなされるようにしている。

《前掲資料4-1-1-2》【解釈指針4-1-1-1※】

(3) 本法科大学院は1学年の定員が30名という少人数教育を特徴としており、レポート等の平常点あるいは期末試験の採点においては、時間をかけ丁寧に行うことができるというメリットがある。この点は、成績評価後における学生への対応においても同様であり、自己の成績評価につき疑問がある場合は、事務を通じ当該科目の成績調査依頼を行うことができ、授業担当教員との面談により、当該学生の答案等に基づき成績評価の具体的内容の説明を受けることができる。実際、これまで学生から成績評価についての説明を求められた事例が数件あるが、いずれも、各授業担当教員の説明により当該成績評価の適正さを理解してもらい解決している。【解釈指針4-1-1-2】

成績の採点分布については、定例FD研究会等において、科目ごとの分布状況のデータが示され、全教員の間で情報の共有が図られるとともに、極端に偏った分布等があればチェックをかけ、全体で検討を行うことが可能となっている。《資料4-1-1-5》【解釈指針4-1-1-2】

なお、秀及び優（旧履修要項の場合はA+、A及びB+）以上の合計は、修学案内記載のとおり「おおむね」の数値であり、実質的に厳格かつ適正な能力判定結果となるよう、各授業担当教員において適切な運用を行うことで全体の意思統一を図っている。また、成績評価方法については、絶対評価と相対評価の組み合わせの問題など検討すべき事項があり、厳正な成績評価に必要と考えられる課題については、定例FD研究会で継続的な検討を加え、教員間における共通認識の形成を図っている。《資料4-1-1-5》【解釈指針4-1-1-1※】

《資料4-1-1-5》 平成17年度第10回定例FD研究会議事録（一部抜粋）

[協議内容]

前回からの継続事案として、期末試験・成績評価方法の改善について討議。

(1) 修学案内における成績評価基準について

- ・現在の基準ではB+以上が25%に収まることとしており、これは修学案内においても厳格な成績評価の項目として修学案内に記しているが、この基準を厳格に適用すると、むしろ正規分布にはならず、かなり偏った分布形状になる。今後、現在の基準の改定も検討し、当面は正規分布を念頭において成績を評価すべき。

(2) 正規分布について

- ・一応の理想として正規分布は考えられるが、少人数で母数自体が少ないことを考えれば必ず正規分布にならなければならないという縛りをつけることは、かえって適正な成績評価をゆがめることも考えられる。極端な偏りが出ないことを留意しつつ、仮に偏りがある結果となった場合であっても、適正な判定を行ったことを証明できる資料等がしっかりしておれば問題はない。
- ・(正規分布を示した中山教官から) 民法Iについては、ことさら正規分布を念頭において採点したものではなく、たまたまこのような結果になった。学生の能力・習熟度を適正に判断すればある程度正規分布に近づくとも考えられる。
- ・同じ科目を担当しても、学生が異なると、成績分布の形状も異なる。例えば、民事訴訟法Iについては、昨年度はもっと高い評価であったが、本年度入学の学生については、Cを付けざるをえない学生がかなりの数にのぼった。

(3) 平常点について

- ・基礎科目でも平常点を一定の割合、成績評価の加えることをシラバスで明示しているが、実際には平常点ではあまり差がつかないのが実情である。
- ・現在、成績評価書には、平常点及び期末試験成績を合算した最終得点のみを記しているが、シラバスで平常点も加味することを明記している以上、成績表の項目も二つに分けたほうがよいので

はないか。⇒来年度から試験的に、平常点項目も入れた成績評価書を実施してみる。

(4) 期末試験後の対応について

- ・採点の基準、模範答案等、公正な評価が行われたことを担保する手段としては、学生に対する事後の情報提供や個別の指導の充実が重要と思われる（小林教員より実例の紹介あり）。この点は、期末試験の実施方法として、全教官に共通認識があるはずであるが、具体的な実施手法については教員ごとに相違があるため、一度FDでの、その具体的な在り方を検討対象としたい。

(5) 評価の方法について

- ・かねてより議論があるが、「絶対評価」なのか「相対評価」なのかについて、必ずしも全体的な意思統一が図られていない面がある。
- ・B+以上を25%以内に抑えるといった基準は、ある程度相対評価を前提としたものと考えられる。
- ・科目ごとに特性があり、また、基礎科目と基幹科目では講義スタイルや評価方法にも変化があるため、一律に絶対評価か相対評価かを決めておくことは困難。
- ・正規分布を念頭に置けば、ある程度相対評価の側面が強くなると思われる。もっとも、年度ごとの学生のレベルが異なる場合に相対評価のみでよいのかは問題があるかもしれない。
- ・同一科目を同一教官が担当する場合、年度に関わらず、習熟すべきレベルの設定は不動のものであるはず。そうであれば、一定の絶対基準に照らして、年度ごとに評価が異なるのもいたしかたない。
- ・不可にするか合格にするかという判断場面では、求められているレベルに達しているか否かを厳正に判断すべきことであるから絶対的な評価を適用すべき。合格者につきどのような評価を与えるかは、相対的評価を中心に行うことになるのではないか。

さらに、成績評価の厳正さを確保するため、複数の教員が担当する一部授業科目（「民法Ⅰ」、「民事法演習Ⅳ」など）では、期末試験の作成・採点なども複数の教員で行っている。《前掲資料4-1-1-2》【解釈指針4-1-1-2】

「学生による授業評価アンケート」においては、平常点・期末試験等成績評価に関わる質問項目（基礎科目群については、「設問22 小テスト等の出題内容は適切でしたか?」、「設問31 期末試験について事前に十分な説明はありましたか?」、「設問32 期末試験の範囲・内容等は授業内容からみて適切でしたか?」、基幹科目群については、「設問21 平常点（質疑応答など）の評価方法は適切なものでしたか?」、「設問22 期末試験の内容・方式は適切なものでしたか?」）を設けており、成績評価の適正さの判断材料として、学生の視点も加えることができるようにしている（【基準5-1-1】参照）。【解釈指針4-1-1-2】

学生が当該年度に受講した科目の成績評価については、前期・後期の各期末に事務部を通じて当該学生にその結果が通知される。なお、科目ごとの期末試験の成績評価基準については、成績通知後2日以内に採点基準を明らかにしたものを学生に公表することとしており、文書の掲示やTKCを利用しての掲示によって学生に告知されている。《資料4-1-1-6》【解釈指針4-1-1-3】

《資料4-1-1-6》 期末試験実施に関する申合せ

- 1 期末試験の実施にあたっては、各授業科目毎に出題方針を事前に明らかにし学生に公表するものとする。
- 2 試験実施後においては、各授業科目毎に採点基準を明らかにし学生に公表するものと

する。

- 3 出題方針の公表時期は、各授業科目の試験実施日の2週間前までとし、採点基準のそれは成績発表後2日以内までとする。

(平成16年7月7日教授会決定)

成績分布のデータは、学生への成績情報提供の充実という観点から、平成18年度から、前後期の学期末ごとに、当該学期に開講された全科目の成績分布データを一括して学生に公表することとし、加えて、GPAに基づく学内成績順位も個々の学生に通知し、これにより、科目ごとの、あるいは、全体における自己の成績状況を学生が把握できるように改善を施した。【解釈指針4-1-1-3】

(4) 期末試験の実施に際しては、その2週間前までに、各科目の担当教員は、出題方針を明らかにし学生に公表するものとしている。これは、期末試験においてどのような能力を判定するのか、それに付随する事項として、出題の形式等を事前に学生に教示し、試験日までの準備・復習期間における学習を適切な方向へ導く効果を狙ったものである。なお、この対応は、「学生による授業評価アンケート」において寄せられた複数の要望に基づき改善を図ったものでもある。《前掲資料4-1-1-6》【解釈指針4-1-1-4】

期末試験の実施時期は、修学案内に明記した学年暦の期間内において実施しているが、一定のやむを得ない事情により受験できなかった学生については、追試験を受ける機会を設けており、当該学生に不利益が生じないように配慮している。なお、追試験を受ける要件としては天災等、修学案内に列挙された理由に限られ、その受験資格は証明書類を提出させることにより厳密に認定し、また、教員には本試験と同一の試験問題で実施することのないように注意を促しており、通常の期末試験を受ける学生が不利とならないようにしている。《資料4-1-1-7》【解釈指針4-1-1-4】

《資料4-1-1-7》 追試験

1. 次の事由により定期試験に欠席した者に対しては、別に追試験を行う。
 - (1) 天災その他の非常災害
 - (2) 交通機関の突発事故
 - (3) 負傷又は疾病
 - (4) 3親等内の親族の死亡による忌引
 - (5) 就職試験の受験
 - (6) その他、連合法務研究科において相当と認める事由
2. 追試験の許可を受けようとする者は、欠席した試験が行われた日の翌日から起算して7日以内に、その試験に欠席した事由を証明する書類を添えて、連合法務研究科長に願い出なければならない。

(出典：平成19年度「修学案内」12頁)

必修科目のうち期末試験を実施する科目において、期末試験を受け、当初の成績評価において合格点に達しなかった科目があれば、当該科目の成績評価を保留扱いとし、前期・後期を通して合計4単位を限度（2単位科目であれば2科目まで、4単位科目であれば1科目のみ）とし、再試験を受けることができる。当該措置は、限られた科目数であれば一定期間の再学習により理解の遅れは回復可能であるとの判断から設けたもの

である。再試験の実施に先立ち当該科目の担当教官が再試験のための受験指導を実施すること、合格点に達しなかった科目の平常点が一定の基準以下の場合には当該措置を受けることはできないこと、再試験の結果に基づく評価は可か不可のいずれかとする、期末試験と同一の範囲から類似した問題を出題しない（再試験の実施にあたり、その旨の注意を教授会において徹底する）ことなど、当該措置が本来の趣旨から逸脱して用いられることを防ぐとともに、当該措置の適用を受けない学生が不利とならないよう配慮している。《資料4-1-1-8》【解釈指針4-1-1-4】

《資料4-1-1-8》 再試験について

(3) 再試験

1. 次の科目については、成績評価が不合格であった者に対しては、再試験を行う。
 - (1) 未修者コース1年次に配当される必修科目のうち、期末試験を実施するもの
 - (2) 未修者コース2年次ないし既修者コース1年次に配当される必修科目のうち、期末試験を実施するもの
 - (3) 未修者コース3年次ないし既修者コース2年次に配当される必修科目のうち、期末試験を実施するもの
2. 再試験は、期末試験及び追試験と同一の方法により行う。
3. 再試験は、再試験が実施される全科目のうち1年間に4単位を超えては受験できない。
4. 再試験は、受験を希望する授業科目の担当教員が、再試験のための受験指導を行う場合は、当該受験指導を受けなければ受験できない。
5. 再試験の成績評価は、平常点と再試験の結果を総合して行う。受験を希望する授業科目の平常点が水準に到達しておらず、再試験の結果にかかわらず当該科目の単位の取得が不可能な者は、再試験を受験できない。
6. 再試験により単位を認定する場合の成績評価は、一律に可（素点70点）とする。

(出典：平成19年度「修学案内」13頁)

<別添資料>

- ・科目別成績分布一覧（資料番号4）

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

学生が本法科大学院に入学する前に他の大学院において履修した単位、または入学後に他の大学院若しくは外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、本法科大学院が本人の申請に基づき教育上有益と認めるときは、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

本法科大学院の教育課程との一体性が損なわれないようにするため、入学前の既修単位の認定及び単位互換には上限を設けており、法学未修者コースの学生については、あわせて 30 単位を超えてはならず、法学既修者コースの学生については、あわせて 2 単位を超えてはならないものとされている。

入学前又は入学後に他の大学院で修得した単位を本法科大学院の単位として認定するよう申請があった場合、当該申請科目が記載された成績表のほかに、当該科目の授業内容がわかるもの（シラバス等）を提出させ、関連科目の教員の意見を聞いた上で、教授会の決定により認定している。本法科大学院で開講するいずれの科目の単位として認定するかは、個別に判断することになっており、単に科目名だけでなく、シラバスと比較した上で判断している。これまでに申請により既修得単位と認められたケースは、平成 16 年度入学生及び平成 17 年度入学生の計 2 件であり、いずれも前記の手続を経て、修士論文と特に強く関連する科目を基礎法学・隣接科目群の 1 科目 2 単位として認定した。

《資料 4-1-2-1》

《資料4-1-2-1》 入学前の既修得単位の認定及び単位互換

単位修得にあたっては、次の特別措置を認める。

- 1) 学生が連合法務研究科に入学する前に大学院において履修した単位は、連合法務研究科が本人の申請に基づき教育上有益と認めるときは、連合法務研究科に入学した後の連合法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 2) 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、連合法務研究科が本人の申請に基づき教育上有益と認めるときは、連合法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 3) 学生が外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修して修得した単位についても、同様に扱う。

注) 3年コースの学生については、これらの単位数は、あわせて30単位を超えてはならない。2年コースの学生については、これらの単位数は、あわせて2単位を超えてはならない。

単位を修得したとみなすこれらの授業科目を、基礎科目群、基幹科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群のうちのいずれとするかは、個別に判定する。入学前の既修得単位の認定を受けた授業科目が基礎科目群28単位に当たると判定された学生については、その在学期間を1年短縮し、2年以上とする。

(平成19年度「修学案内」3頁)

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

本法科大学院においては、厳格な単位認定及びプロセスとしての教育の理念を活かすために、留年制度に類似するものとして、成績不良者につき次年次の科目の履修を制限する制度を設けている。すなわち、単位を修得できなかった必修科目の学修に専念させることを趣旨とし、当該科目の理解を踏まえて学修すべき科目について、次のとおり履修を制限している。

3年コース1年次対象の法律基礎科目の未修得単位が4単位を超える場合、3年コース2年次対象の全法律基幹科目並びに実務基礎科目群のうち「要件事実論」及び「刑事訴訟実務」の履修が制限される。また、法律基礎科目の未修得単位が4単位を超え、または法律基幹科目の未修得単位が2単位を超える場合、3年次に配当している実務基礎科目群のすべての科目について履修が制限される。なお、上記履修制限の対象科目に含まれない選択科目や他大学院等の履修は可能である。

当該制度は修学案内に明記し、また新年度ガイダンスにおいて説明することにより、学生に周知している。《資料 4-1-3-1》【解釈指針 4-1-3-1※】

《資料 4-1-3-1》 成績不良者の履修制限

（7）成績不良者の履修制限

成績不良者の履修を次のように制限する。

1）基礎科目群の修得が合計 24 単位に達しなかった者は、2年次配当の基幹科目および実務基礎科目群のうち「要件事実論」「刑事訴訟実務」を履修することができない。

2）基礎科目群の修得が合計 28 単位に達しなかった者または基幹科目群の修得が合計 20 単位に達しなかった者は、3年次配当の実務基礎科目を履修することができない。

（平成 19 年度「修学案内」10 頁）

【解釈指針 4-1-3-2※】については、該当しない。

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の修了に必要な単位数は、法学未修者コース生が95単位以上、法学既修者コース生が67単位以上となっている。《資料4-2-1-1》【解釈指針4-2-1-1※】

《資料4-2-1-1》 コース別修了要件

連合法務研究科を修了するためには、3年コースにおいては3年以上、2年コースにおいては2年以上在学し、下表に示した単位を修得しなければならない。

1) 3年コース (標準修業年限3年以上)

区 分	修了要件単位数	必修・選択必修別
基礎科目群	32単位	必修
基幹科目群	22単位	必修
実務基礎科目群	9単位	必修
実務基礎科目群	2単位以上	選択
基礎法学・隣接科目群	4単位以上	
展開・先端科目群	16単位以上	
計	95単位以上	

2) 2年コース (標準修業年限2年以上)

区 分	修了要件単位数	必修・選択必修別
基礎科目群 (行政法および商法Ⅲ)	4単位	必修
基幹科目群	22単位	必修
実務基礎科目群	9単位	必修
実務基礎科目群	2単位以上	選択
基礎法学・隣接科目群	4単位以上	
展開・先端科目群	16単位以上	
計	67単位以上	

(平成19年度「修学案内」2頁)

その内訳は、公法系科目が基礎科目6単位、基幹科目6単位の計12単位必修、民事系科目が基礎科目20単位、基幹科目10単位の計30単位必修、刑事系科目が基礎科目6単位、基幹科目6単位の計12単位必修となっている。《資料 開講科目一覧》

また、法律実務基礎科目が9単位必修、2単位以上の選択必修、基礎法学・隣接科目が4単位以上の選択必修、展開・先端科目が16単位以上の選択必修となっており、選択科目は合計32単位以上の修得が修了要件となっている。なお、展開・先端科目群は法律基本科目群と別個の独立した法分野であり、法律基本科目の理解を前提にしているが、その内容が重複することはない。《資料4-2-1 コース別修了要件》【解釈指針4-2-1-2】

<別添資料>

- ・開講授業科目一覧（資料5-1，資料番号2-1 44～45頁）
4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院では入学定員30名のうち5名程度の法学既修者コース生を募集しており、入試合格者を対象に本法科大学院法学未修者コース1年次に開講する基礎科目群である憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法の6分野につき法律科目試験を実施し、法学の基礎的な学識を有する者であると認められたものを、法学既修者と認定している。法学既修者の認定を受けた入学者に対しては、卒業必要単位95単位のうち、1年次に開講される基礎科目群28単位（憲法Ⅰ・Ⅱ，民法Ⅰ～Ⅳ，民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ，商法Ⅰ・Ⅱ，刑法Ⅰ・Ⅱ，刑事訴訟法の計13科目）を修得したものとみなし、残りの67単位を在籍2年間で修得させることにより、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮した在学期間の短縮を認めている。《資料4-3-1-1》【**解釈指針4-3-1-5※**】

法律科目試験は、法学検定試験委員会実施（財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会主催）の法学既修者試験の成績を利用可能しているほか、平成17年度入試から本研究科も独自に既修者試験を実施することにより（重複受験可）、入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保を図っている。《資料4-3-1-2》【**解釈指針4-3-1-1※**】【**解釈指針4-3-1-4※**】

いずれの法律科目試験の成績による場合も、①各科目につき基礎的学識を修得していると認めることができ、かつ、②全科目の合計で6割程度以上の得点を標準とした上で、試験の難易度等を考慮しながら合否判定を行うことにより、適切な既修者認定を行えるようにしている。これらのうち①の要件が定める、「各科目につき基礎的学識を修得」しているか否かは、当該法律科目試験の成績及び当該科目に関する学部成績を総合して判定している。《資料4-3-1-3》【**解釈指針4-3-1-3※**】

本法科大学院の既修者試験の出題委員は匿名とし、また、既修者試験の採点においては、受験番号を伏せて採点することにより、出題・採点における公平を保つようにしている。出題委員に出題を依頼する際、過去に出題された問題と重複しないよう注意を促しており、また、出題委員が作成した問題は点検委員が出題形式や内容を点検している。【**解釈指針4-3-1-2※**】

《資料4-3-1-1》 法学既修者のみなし修得単位数と修了要件

香川大学大学院規則（抜粋）

（法学既修者）

第48条 香川大学・愛媛大学連合法務研究科は、大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第45条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で本学大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については30単位を超えない範囲で大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科規程（抜粋）

（履修コース）

第2条 本研究科に、履修コースとして3年コース及び2年コースを置く。

2 大学院学則第48条第1項の要件に該当する者を、1年間在学して基礎科目28単位を修得したものとみなし、2年コースの履修者とする。

別表

開設授業科目（基礎科目群）

授業科目の名称	単位数・必修選択別			配当年次	
	必修	選択必修	選択	3年コース	2年コース
基礎科目群					
憲法Ⅰ	2			1	
憲法Ⅱ	2			1	
行政法	2			2	1
民法Ⅰ	4			1	
民法Ⅱ	2			1	
民法Ⅲ	2			1	
民法Ⅳ	2			1	
民事訴訟法Ⅰ	2			1	
民事訴訟法Ⅱ	2			1	
商法Ⅰ	2			1	
商法Ⅱ	2			1	
商法Ⅲ	2			2	1
刑法Ⅰ	2			1	
刑法Ⅱ	2			1	
刑事訴訟法	2			1	

（出典：香川大学規則集）

《資料4-3-1-2》 2年コース生の募集及び既修者試験

平成 19 年度香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科学生募集要項（抜粋）

1. 募集人員

(2) 修業年限

ア 3年コース

修業年限は、原則として3年です。

イ 2年コース

①法学検定試験委員会（日弁連法務研究財団・商事法務研究会）の平成18年度法科大学院既修者試験を予め受験し、かつ特に希望する者、又は②本研究科の既修者試験を受験した者の内、既修者試験の成績が特に優秀であり、実定法に関する基本的な法律知識をさらに修得するために3年コース1年次配当の基礎科目群を履修する必要はないと判定される者、併せて5人程度に対し、修業年限2年コースの履修を認めます。（詳細は学生募集要項で発表します。）

ただし、「2. 出願資格」(1)に該当する者であって、3年の在学期間で卒業した者又は卒業見込みである者及び出願資格(7)に該当する者には、2年コースの履修を認めません。

5. 本研究科の既修者試験

2年コースの履修を希望する者を対象に、本研究科の既修者試験を実施します。試験科目は憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6科目です。配点は各科目100点で600点満点とします。

(出典：平成19年度香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科学生募集要項)

《資料4-3-1-3》 2年コース合格者の法律科目試験の成績

過去4年間の2年コース合格者数

平成16年度入試 3名

平成17年度入試 1名

平成18年度入試 2名

平成19年度入試 5名

平成16年度入試2年コース合格者の成績

受験 番号	合計 (70)	憲法 (10)	民法 (10)	刑法 (10)	民訴 (10)	刑訴 (10)	商法 (10)	行政法 (10)
A	46	8	7	9	5	9	3	5
B	43	7	7	9	4	5	3	8
C	42	6	6	8	7	4	3	8

* 法学検定試験委員会（日弁連法務研究財団・商事法務研究会）法科大学院既修者試験

の成績。

平成 17 年度入試 2 年コース合格者の成績

受験 番号	合計 (70)	憲法 (10)	民法 (10)	刑法 (10)	民訴 (10)	刑訴 (10)	商法 (10)	行政法 (10)
A	45	8	8	7	6	6	6	4

* 法学検定試験委員会（日弁連法務研究財団・商事法務研究会）法科大学院既修者試験の成績。

平成 18 年度入試 2 年コース合格者の成績

受験 番号	合計 (600)	憲法 (100)	民法 (100)	刑法 (100)	民訴 (100)	刑訴 (100)	商法 (100)	学部成績
A	415	75	70	54	70	86	60	
B	343	75	70	54	55	39	50	刑訴Ⅰ(4):B, 刑訴Ⅱ(2):A

* 本研究科実施の既修者試験の成績。

平成 19 年度入試 2 年コース合格者の成績

受験 番号	合計 (240) (600)	憲法 (40) (100)	民法 (40) (100)	刑法 (40) (100)	民訴 (40) (100)	刑訴 (40) (100)	商法 (40) (100)	学部成績
A	178	34	33	38	23	28	22	
B	428	60	78	70	70	65	85	
C	169	31	26	25	29	34	24	
D	169	33	25	31	22	32	26	
E	403	65	78	60	60	80	60	

* 上段は法学検定試験委員会（日弁連法務研究財団・商事法務研究会）の法科大学院既修者試験，下段は本研究科実施の既修者試験の成績。

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 履修制限の制度を設け、理解の不十分な学生が応用的科目や程度の高い科目を履修できないようにし、理解の程度に応じた学修ができるようにしている。
- (2) 限られた科目数であれば一定期間の再学習により理解の遅れは回復可能であるとの判断から、平常点が一定の基準を満たしている学生に対しては、5コマ程度の授業の補習を受講することを条件として再試験の受験を認めている。評価は可か不可のいずれかとして、成績評価の厳格性を守り、再試験の本来の趣旨から逸脱しないよう、また、他の学生との間に不公平が生じないよう配慮している。
- (3) 既修者認定について、欠点主義の採用により厳格な認定と運用が行われている。

<改善を要する点>

- (1) 成績評価は秀及び優を4分の1にする相対基準を設けているものの、一応の目安であるため、絶対評価と相対評価のバランスにつき科目間でばらつきがみられるので、FD活動等を通じてなおも成績評価の基準につき教員間の認識について統一を図るよう努める。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

平成15と16年度に設置した授業自動収録システムで授業の録画、録音を行っている。録画後に授業の進行などを確認・検討して、授業の改善を図り、自己点検並びに他の教員の参考に供している。【解釈指針5-1-1-1】

また、評価・FD委員会による学生への授業アンケートを実施し、これを分析、検討して授業改善の資料として提供し、教員によるFD研究会で組織的な授業改善に取り組んでいる。教員は日常的に授業の相互参観を行ない、教員相互に意見交換を行なっている。さらに、四国弁護士会連合法科大学院支援委員会の弁護士を中心に弁護士による授業参観が継続的に行なわれ、弁護士、学生、教員の三者間（過去、弁護士と学生、弁護士と教員のときもあった）で意見交換を行なっており、実務家の視点から授業や教材の重視すべき争点や実務上は重要でない論点を教員が説明していることの意義、教員側からは体系的な授業の必要性について活発な意見が交換され、理論と実務の架橋、研究者教員には実務の視点を、実務家教員には教育方法の向上をはかる機会となっている。また、学生に対する問いの投げかけ方や学生の目の高さで授業を行なうことなど、率直な意見を述べながら、事前に配布するレジュメの内容の工夫や授業時間内での時間配分の改善など、授業改善に役立てている。

学生の授業アンケートにおいては、前後期末に授業内容の程度（レベル）・わかりやすさ・進度等の教育内容に関わる項目、教材や機器の効果的使用・教材の提供・予習や復習の指示・教員の話し方等の教育方法に関する項目を設けており、この結果から、科目ごとに、あるいは全体的に問題点を明確化し、改善策を検討している。アンケートの結果をより確実な授業改善へと結びつけるために、平成18年度からは学期途中でアンケート調査を行ない、現に学生が受講している授業を改善する目的で「授業評価アンケートのフィードバックシステム」を整備し、授業の改善が組織的、継続的に行なわれるようにしている。

学期途中のアンケートの項目は、授業改善に直結する授業内容・方法等に関するものに限っている。その結果を評価・FD委員会が授業担当教員に通知する。各教員は改善が必要と考える項目について改善策を考え、これをweb上の記載などの文書によって学生に公表する。改善の有様は、学生による学期末アンケートの評価及び教員の授業改善報告書の内容に連結する。学期末アンケートには、択一項目に加えて、学生が自由な意見や要望を書き込める欄を用意している。アンケート結果はすべて担当教員に文書で渡される。授業改善報告書は、web上に掲載されたアンケート結果について、教員がweb上の報告書に書き込むことにより作成される。

なお、FD研究会の議事録については、平成17年度からは、従来の議事要旨に加え、より詳細な議事録を備えるように改善を施した。また、教員相互の授業参観や弁護士に

よる授業参観は、FD研究会の議題資料として活用し、授業を参観した弁護士との意見交換の素材となっている。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

<別添資料>

- ・ 授業アンケート結果，記述欄回答例、フィードバック・システム要項（資料番号14）
- ・ FD実施要項、FD研究会議事録（資料番号15）
- ・ 弁護士会による授業参観に関する資料（資料番号7）

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、理論と実務の架橋を図る目的で、基幹科目の一部に研究者教員と実務家教員が共同で授業を担当する科目、あるいは、数回に1回の割合で弁護士に非常勤講師として授業に参加してもらう科目を設けている。前者において、実務家教員は、実際の授業の過程で教育上の知見を共同担当する研究者教員から得ることができる。また、研究者教員は、共同で担当する授業、実務家教員も参加するFD活動など、以下のような機会を通じて、実務上の知見の獲得を図っている。

実務家教員は、課外授業の一環として、学生との懇談会を開催し、学生の授業に対する要望や不満を聴き取り、また、法曹を目指す学生のための助言、指導を行う中で、教育経験を積んできているとともに、日弁連や法科大学院協会、形成支援プロジェクト主催のシンポジウムに参加して研修を積み重ねている。

一方、研究者教員は、日弁連、法科大学院協会、法律関係団体の主催する各種シンポジウムに積極的に参加して知見を広め、そこで得られた知見を法科大学院の授業の内容や進め方についての参考に供しているとともに、名古屋大学を基幹校とする専門職大学院等形成支援プロジェクトに参加し、そこでの民事模擬裁判、刑事模擬裁判の教材作成、法律相談、ローヤリングのための映像教材の作成に共同して従事することによって、実務上の知見を広めている。設置準備段階においても、関連科目担当者の弁護士事務所における実務研修を実施済みである。また、本法科大学院の研究者教員の一部は、裁判所の参与委員、司法委員として実際の訴訟事案を裁判官と協力しながら処理することにより実務の経験を積み、裁判実務に参加するとともに、ADRの面で、弁護士会の各種委員会の委員、国、自治体の審議会等の委員となっている。さらに、一部の研究者教員は実務研修を経て弁護士登録し、本法科大学院が運営する無料法律相談に応じ、また弁護士事務所に席を置いて実務に携わり、実務での経験を授業で話し、経験した事件を教材に活用し、あるいは実務を意識した解説がうまくできるようになるなど、実務経験を教育に還元している。また、高松簡易裁判所での裁判傍聴及び傍聴事例を題材とした裁判官との懇話会を毎年開催し、これに研究者教員が参加している。これを教育へ反映させることとしている。【解釈指針 5 - 1 - 2 - 1】

<別添資料>

- ・各種シンポジウム資料（資料番号 16）
- ・名古屋大学を基幹校とする専門職大学院形成支援プロジェクト開催のシンポジウム関連資料（資料番号 17）
- ・各種委員会委員一覧表（資料番号 18）

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 教員がそれぞれ法科大学院教育の充実のために、学生の教育や実務の研修に積極的に参加する努力をしている。

<改善を要する点>

- (1) 研究者教員の実務経験，実務家教員の教育経験を積むための研修会への積極的な参加の機会を確保するため，予算措置を改善していく必要がある。そのためにも，今後，積極的に外部の競争資金の獲得を目指して努力することが肝要である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、入試・広報委員会で入試業務の企画、実施を所掌するとともに、広報を担当している。適性試験及び入学試験（法学既修者試験を含む）においては、添付の実施要項に従い、適性試験においては教育担当理事、また、入学試験では研究科長を実施総括責任者とする実施体制を組織し、合否判定は教授会において行うことにより、責任ある体制のもとで入学試験を実施している。《資料6-1-1-1》【解釈指針6-1-1-1※】

《資料6-1-1-1》 本件研究科の組織

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科組織規程（抜粋）

（専門委員会）

第6条 本研究科の教育研究及び運営を具体化し、実施するために、本研究科に専門委員会（以下「委員会」という。）として、教務・設備委員会、入試・広報委員会及び評価・FD委員会及び地域連携委員会を置く。

2 <略>

3 入試・広報委員会は次の職務を行う。

- (1) 入学試験に関すること。
- (2) 教育研究その他の活動状況の公表に関すること。
- (3) 各種の報告書の公表に関すること。

（出典：香川大学規則集）

本法科大学院は、公平性、開放性、多様性を前提とし、教育理念及び目的に沿ったアドミッション・ポリシーを設定し、本法科大学院が「求める人材」を明らかにしている。その人材とは、「・社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者、・物事を公正・公平にみる者、・問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力（たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力）の優れた者、・不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき地域に根

ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者」である。

このことは、まず、募集要項において、本法科大学院の教育目標、入学者選抜の方法とともに明示している。さらに、ホームページ、パンフレット及び入試説明会等を通じて、事前の周知を図っている。《資料6-1-1-2》《資料6-1-1-3》【解釈指針6-1-1-2※】

《資料6-1-1-2》 教育目標等の明示

平成19年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科（法科大学院）法務専攻学生募集要項（抜粋）

教育目標

(1) 本研究科は、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することを教育の目的にします。地域経済活動を支え、国際的視野で環境保全を推進する法曹になることを目指す学生に、その要望に積極的に応えられる教育を提供します。

(2) 本研究科は、次のような人を求めています。

- ・社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者
- ・物事を公正・公平にみる者
- ・問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力（たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力）の優れた者
- ・不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき地域に根ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者

4. 選 抜 方 法

（第1段階選抜）

志願者が募集人員の10倍を超えた場合には、平成19年度法科大学院適性試験、又は平成19年度法科大学院統一適性試験の成績により第1段階選抜を行います。その合格者に対して学力検査等を実施して、最終的な合格者を決定します。

なお、第1段階選抜を実施した場合には、志願者に選抜結果（合格・不合格）の通知を10月27日（金）付けで郵送します。

（1）学力検査

小論文及び面接試験を課します。

小論文においては、広く論説などの文章を素材とし主として読解力・問題発見能力・論理的推理能力・表現力を試みます。面接では、判断力・コミュニケーション能力を試みます。

（2）入学者の選抜

法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験、小論文及び面接試験の点数に、

入学志望理由書、学業成績及び履歴書の評価点を合計し、3年コース希望者と2年コース希望者とを区別せずに、高得点の者から順に入学者を選抜します。

まず、最初に他学部卒業者等に該当する者9人を合格者とします。この選抜を希望する者は、入学願書の所定欄への記入によって、他学部卒業者等に該当することを示してください。

次いで、法学部・法学科卒業者であるか、他学部卒業者等であるかを問わずに合格者を決めます。

2年コースを希望する合格者が、2年コースの履修を認められなかった場合は、3年コースへの入学が認められます。

(3) 配点比率と評価基準

他学部卒業者等9人の入学者選抜の配点比率は、適性試験又は統一適性試験 40%、小論文 30%、面接 10%、入学志望理由書、学業成績及び履歴書の評価 20%とします。

他学部卒業者等であるか否かを問わずに行う入学者選抜の配点比率は、適性試験又は統一適性試験 50%、小論文 30%、面接 10%、入学志望理由書、学業成績及び履歴書の評価 10%とします。

入学志望理由書・学業成績及び履歴書の評価においては、次の事項等が高く評価されます。

ア 学部で履修した専門科目の種類と単位数、大学院での学位取得論文のテーマ等、自らの学業と法曹志望との関連が強いこと、及びその関連性が説得力をもって説明されていること。

イ 自らの社会経験と法曹志望との関連が強いこと、及びその関連性が説得力をもって説明されていること。

ウ 優の数が多い、優の比率が高い等、学業成績が顕著であること。

エ 大学院で学位を取得していること。

オ 例えば、次のような資格、経験等を持つこと。(司法書士、弁理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、医師、薬剤師、企業法務部5年以上の勤務、裁判所書記官としての勤務、英検準1級以上、TOEFL520点以上、通訳検定2級以上)

(出典：平成19年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻 学生募集要項)

《資料6-1-1-3》 本研究科ホームページ <http://ls.kagawa-u.ac.jp> (抜粋)

■■■ 求める法曹像

(1) 親身に地域住民の生活を支える法曹

本法科大学院は、少人数の学生を、地域の住民や関係機関とも連携しつつ、丁寧

で手厚い教育を行うことにより、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することを理念とします。

(2) 地域経済活動を支える法曹

本法科大学院は、地域経済活動を支える法曹も養成します。経済のグローバル化が進む中、地域経済活動を支えるためには、四国でも、ビジネスローに精通した法曹が必要とされています。

(3) 国際的視野で環境保全を推進する法曹

四国地域あるいは国際的規模での環境問題に関して、香川大学・愛媛大学が蓄積してきた教育研究の実績を生かし、国際的視野をもって環境保全活動を推進する法曹を養成します。

■■■入試概要

■募集定員・・・30名（うち2年コース生は5名程度）

■入試概要

- 志願者は、適性試験の結果、学業成績書、個人調書等の出願書類を提出し、小論文および面接試験を受験してもらいます。合格者は、適性試験、小論文、面接試験および履歴書・学業成績・入学志望理由書の評価の点数を総合評価して決定します。
- 適性試験は、独立行政法人大学入試センターによる法科大学院適性試験または適性試験委員会（財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会）が実施する法科大学院統一適性試験のいずれの利用も可能です。（平成19年度入試より）本法科大学院を志望する方は、必ずいずれかを受験してください。
- 入学定員の3割（9人）を法学部・法学科以外の学部卒業生及び社会人の合格枠と定め、入学者選抜試験の総合成績に基づいて合格者を決定します。ついで、その他の合格者については、法学部・法学科以外の学部卒業生であるか否か、また、社会人であるか否かを問わず、総合成績の高得点者から順に合格者とします。
- 法学既修者（2年コース生）の認定を希望する方は、法学検定試験委員会（財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会）が実施する法学既修者試験を受験しその成績を出願時に提出するか、または、本法科大学院独自の既修者試験を受験してください（重複受験可）。入学者選抜試験合格者のうち5名程度を法学既修者と認定し、2年コースの履修を許可します（いわゆる内部振分け方式）。いずれの場合も、既修者認定に必要な受験科目は、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6科目です。

配点

	一般枠	他学部・社会人枠（9名）
適性試験	50点	40点
小論文	30点	30点
面接	10点	10点
書類評価	10点	20点

■■■入学までの流れ

■平成19年度入試日程

学生募集要項発表	平成18年7月14日(金)
出願期間	平成18年10月13日(金)～平成18年10月19日(木)
第1段階選抜結果の通知	平成18年10月27日(金)
本学既修者試験	平成18年11月18日(土)
入学者選抜試験	平成18年11月19日(日)
合格者発表	平成18年12月1日(金)
入学手続	平成18年12月20日(水)～12月21日(木)

* 上記入試日程は現在の予定であり、正式には学生募集要項において発表されます。

* 第1段階選抜は志願者が募集人員の10倍を超えた場合に実施します。(実施したことはありません。)

* 既修者試験の詳細は受験希望者に別途案内します。

<別添資料>

- ・香川大学大学院連合法務研究科パンフレット(資料番号1)

また、入試説明会は四国各県一大学(国立大学法人の大学)で開催することにより、四国地域に根ざした法曹養成という本法科大学院の理念を周知する努力をしている。

《資料6-1-1-4》

《資料6-1-1-4》平成18年度入試説明会

●法科大学院進学ガイダンスのご案内

平成18年度入試に向け下記の要領で法科大学院進学ガイダンスを開催しますのでご参加下さい(参加自由)。

日時：2005年1月19日(水)午後1時30分より3時

場所：香川大学研究交流棟5階ホール

内容：①新法曹養成制度と法科大学院

②四国ロースクールの概要

③平成17年度入試データ詳細分析

④合格者体験談

対象：全学部・全学年

主催：香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科

なお、愛媛大学においても2月に開催を予定しています。

●法科大学院進学ガイダンスのご案内

平成18年度入試に向け下記の要領で法科大学院進学ガイダンスを開催しますのでご参加下さい（参加自由）。

日時：2005年2月10日（水）午後1時30分より3時

場所：愛媛大学法文学部講義棟4階法科大学院演習室3

内容：①法曹養成と法科大学院－新司法試験について－

②法科大学院入学まで

－平成17年度大学入試センター「適性試験」実施要領－

③四国ロースクールの案内

対象：法科大学院を受験する者又は法曹を志す者

主催：香川大学・愛媛大学連合法務研究科

連絡先：愛媛大学法文学部専門役 山内

電話 089-927-9202 FAX 089-927-9211

●四国ロースクール入試説明会のご案内

四国ロースクール入試説明会を、以下の要領で開きます。詳しくは、入試情報ページをご覧ください。

日時 8月6日（土）13時30分～15時30分 会場：香川大，愛媛大

8月7日（日）13時30分～15時30分 会場：徳島大，高知大

対象 学生及び一般市民

内容 (1) 四国ロースクールの概要

(2) 入学試験の概要

以上について説明を行い、質問に答えます。

平成19年度入試説明会

●法科大学院進学ガイダンス2006

下記要領で在校生を対象にした法科大学院進学ガイダンスを開催しますので、関心のある方はご参加下さい。（学外者の参加自由）

日時 2006年2月1日（水） 午後1時30分～3時

場所 香川大学法学部J1教室

内容 ①法科大学院制度の概要

②四国ロースクールの特色

③平成18年度入試データの詳細

●四国ロースクール入試説明会のご案内

四国ロースクール入試説明会を、以下の要領で開きます。詳しくは、入試情報ページをご覧ください。

日時 8月6日（土）13時30分～15時30分 会場：香川大，愛媛大

8月7日（日）13時30分～15時30分 会場：徳島大，高知大

対象 学生及び一般市民

内容 (1) 四国ロースクールの概要

(2) 入学試験の概要

以上について説明を行い、質問に答えます。

●法科大学院進学ガイダンスのご案内

平成 19 年度入試に向け下記の要領で法科大学院進学ガイダンスを開催しますのでご参加下さい（参加自由）。

日 時：2006 年 2 月 8 日（水）午後 1 時 30 分より 3 時

場 所：愛媛大学法文学部講義棟 4 階法科大学院演習室 3

内 容：①法曹養成と法科大学院－新司法試験について－

②法科大学院入学まで

－平成 18 年度大学入試センター「適性試験」実施要領－

③四国ロースクールの案内

対 象：法科大学院を受験する者又は法曹を志す者

主 催：香川大学・愛媛大学連合法務研究科

連絡先：愛媛大学法文学部

電話 089-927-9202 FAX 089-927-9211

●平成 20 年度法科大学院進学ガイダンスのご案内

下記要領で在校生を対象にした法科大学院進学ガイダンスを開催しますので、関心のある方はご参加下さい。（学外者の参加自由）

日 時 2007 年 2 月 21 日（水） 午後 1 時 30 分～3 時

場 所 香川大学法学部 J 1 教室

内 容 ①法科大学院制度の概要

②四国ロースクールの特色

③平成 19 年度入試データの詳細

●平成 20 年度入試に向け下記の要領で法科大学院進学ガイダンスを開催しますのでご参加下さい（参加自由）。

日 時：2006 年 2 月 8 日（水）午後 2 時 00 分より 4 時

場 所：愛媛大学法文学部講義棟 4 階法科大学院演習室 3

内 容：①法曹養成と法科大学院－新司法試験について－

②四国ロースクールの案内

③平成 19 年度入試データ

対 象：法科大学院を受験する者又は法曹を志す者

主 催：香川大学・愛媛大学連合法務研究科

連絡先：愛媛大学法文学部専門役

電話 089-927-9202 FAX 089-927-9211

（出典：本研究科ホームページ過去の TOPIX URL
<http://www.jl.kagawa-u.ac.jp/ls/e1/index.html> より）

<別添資料>

- ・平成18年度法科大学院適性試験実施要項（資料番号19）
- ・平成19年度香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科入学試験実施要項（資料番号20）
- ・平成19年度香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科既修者試験実施要項（資料番号21）

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

本法科大学院においては、アドミッション・ポリシーに基づき、本法科大学院が求める法曹に共感できる入学者を選抜すべく、学力検査(小論文及び面接)、法学既修者試験が行われている。

また、このことは入学者選抜の配点比率にも反映させている。例えば、一般試験の場合、適性試験 50%、小論文 30%、面接 10%、入学志望理由書・学業成績及び履歴書の評価点 10% (他学部卒業者及び社会人の場合、適性試験 40%、小論文 30%、面接 10%、入学志望理由書・学業成績および履歴書の評価点 20%) とし、受験生の意欲や経歴を総合した多様なポイントを評価に加えた選抜を行っている。《前掲資料 6-1-1-2 教育目標等の明示 4. 選抜方法 (3) 配点比率と評価基準》

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して公正な機会が等しく確保されるよう、自校出身者の優遇措置は一切講じていない。また、公開可能な合否判定基準に関する情報は、すべての受験生が等しく知る機会を得られるよう事前に明示するとともに、小論文の採点においては受験番号を伏せ、また面接においては、面接委員が指導している学部等の学生を担当しないよう配慮している。過去4回の入試において自校出身者の受験者数の割合に比べて合格者数の割合が著しく多いということはない。《資料 6-1-3-1》【解釈指針 6-1-3-1※】

入学者への法科大学院に対する寄附等の募集は行っていない。【解釈指針：6-1-3-2※】

《資料 6-1-3-1》 過去3年間の入試における自校出身者の割合

	受 験 者 数			合 格 者 数		
	全体	自校出身者	割合 (%)	全体	自校出身者	割合 (%)
16年度	269	57	21.2	57	7	12.3
17年度	149	17	11.4	82	7	8.5
18年度	135	30	22.2	75	17	22.7
19年度	180	27	15.0	74	10	13.5

*自校には香川大学と愛媛大学を含む。

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

入学者選抜に当たっては、独立行政法人大学入試センターによる適性試験、及び（平成 18 年度から）日弁連法務研究財団・商事法務研究会の主催する統一適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価するようにしている。総合点に占める適性試験の得点比率は、一般枠において 50%、他学部卒業者・社会人枠において 40%である。

また、法学既修者の認定についても、法学検定試験委員会（日弁連法務研究財団・商事法務研究会）の主催する試験、または本法科大学院独自の既修者試験を課すことにより（重複受験可）、2年コースで教育を受けるために必要な適性及び能力等についての的確かつ客観的な評価を行っている。

《前掲資料 6-1-1-2 教育目標等の明示 4. 選抜方法 (3) 配点比率と評価基準》【解釈指針 6-1-4-1 ※】

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

入学者選抜においては、(1)法学専攻分野以外の学士、修士、博士またはその他の学位が授与された者(平成19年3月までに授与される見込の者を含む)を「他学部卒業者」と定義し、(2)①入学時において大学卒業後3年以上(さらに大学または大学院に在学した場合は、その期間を算入しない)を経過する者、または②入学時において25歳以上であり、かつ、3年以上継続して勤務したことがある者のいずれかに該当する者を「社会人」と定義し、これらの他学部卒業者等に対する優先的合格枠や特別の配点比率の制度を設けることにより多様な知識または経験を有する者を入学させるよう努めている。《資料 6-1-5-1》【解釈指針 6-1-5-1】【解釈指針 6-1-5-2】

具体的には、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、または実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう、他学部卒業者及び社会人については、入学定員(30人)の3割に当たる9人の優先的合格枠を設けており、過去の入試において入学者中他学部卒業者等の占める割合は目標を達成している。

《資料 6-1-5-1》《資料 6-1-5-2》【解釈指針 6-1-5-3※】

また、学業成績のほか、入学志望理由書及び履歴書も書類評価の対象に加え、かつ書類評価の配点比率を一般枠の2倍(20%)にすることにより、多様な学識及び課外活動等の実績や実務経験及び社会経験等が、適切に評価できるよう考慮している。

《前掲資料 6-1-1-2 4. 選抜方法 (3) 配点比率と評価基準》

なお、他学部卒業者等の優先枠について、入試・広報委員会で、その妥当性を検討した。それによれば、優先枠該当者の成績は良好であり、授業におけるリーダー的な役割を果たすものがあることが分かった。当面、この制度の適正性が確認され、制度を維持すべきとの結論となった。

《資料 6-1-5-1》 他学部卒業者等の募集及び選抜方法

平成19年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻 学生募集要項(抜粋)

1. 募集人員

法務専攻 30人

(うち、他学部卒業者等を9人以上とします。詳細については、「4. 選抜方法」(2)及び(3)を参照してください。)

(1)「他学部卒業者等」の定義

他学部卒業者等とは、次に定義する「他学部卒業者」または「社会人」のいずれかに該当する者です。

ア 他学部卒業者

法学専攻分野以外の学士，修士，博士又はその他の学位が授与された者（平成20年3月までに授与される見込の者を含む。）

イ 社会人

社会人とは、次の①又は②のいずれかに該当する者です。

① 入学時において大学卒業後3年以上（さらに大学又は大学院に在学した場合は、その期間を算入しない。）を経過する者

② 入学時において25歳以上であり、かつ、3年以上継続して勤務したことがある者

4. 選 抜 方 法

(2) 入学者の選抜

法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験，小論文及び面接試験の点数に，入学志望理由書，学業成績及び履歴書の評価点を合計し，3年コース希望者と2年コース希望者とを区別せずに，高得点の者から順に入学者を選抜します。

まず，最初に他学部卒業者等に該当する者9人を合格者とします。この選抜を希望する者は，入学願書の所定欄への記入によって，他学部卒業者等に該当することを示してください。

次いで，法学部・法学科卒業者であるか，他学部卒業者等であるかを問わずに合格者を決めます。

2年コースを希望する合格者が，2年コースの履修を認められなかった場合は，3年コースへの入学が認められます。

（出典：平成19年度香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻 学生募集要項）

《資料6-1-5-2》 過去3年間の他学部卒業者等の入学者数

	全 体	他学部卒業者・社会人	割 合 (%)
16年度	30	25	80.3
17年度	30	13	40.3
18年度	41	14	34.1
19年度	30	14	46.7

【解釈指針6-1-5-4※】については，本法科大学院は法学を履修する課程以外の課程または実務等の経験を有する者を社会人を含む他学部卒業者として，入学定員の3割を優先的に合格させるので，該当しない。

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の在籍者数については、入学者数が収容定員(90人)を上回る状態にならないよう推計しながら合格者数を決定している。【解釈指針6-2-1-1】

平成18年度入学者については予想よりも歩留まりが高かったことから、数字上は収容定員よりも在籍者数が上回る状態になっている。もっとも、在籍者数には休学者が含まれているところ、現在4名の休学者がおり、収容定員の超過による教育・施設上の問題は生じていない。また、1年次の基礎科目は標準で1クラス30人、2年次の基幹科目は標準で1クラス15人と余裕があるため、一時的で若干の収容超過には対応できる他、在籍者数が収容定員を上回る場合を想定し、自習室スペースも収容定員の1割増まで収容可能にしている。

平成19年度においては、合格者の入学率を慎重に予測し、入学辞退による欠員の発生には追加合格で対応し、定員どおりの入学者を確保した。

《資料6-2-1-1》【解釈指針6-2-1-2※】

《資料6-2-1-1》 収容定員と在籍者数(平成19年4月1日現在)

	入学定員	在籍者数	うち	
			原級留置者数	休学者数
16年度入学者	0	8	8	1
17年度入学者	30	26	6	1
18年度入学者	30	41	7	2
19年度入学者	30	30	0	0
合計	90	105	8	4

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本法科大学院の入学定員は 30 人という最小規模であるため、現在までのところ入学者数が入学定員を満たさないといった乖離の問題は生じておらず、入学定員の見直しは検討課題になっていない。

なお、平成 18 年度入学者数 41 人で入学定員 30 人を大幅に上回ったが、これは予想歩留まり率が平成 17 年度よりも高かったために生じた結果である。このため、平成 19 年度合格者数は歩留まり率の設定を慎重に行なった結果、入学者数は定員 30 名となった。<前掲資料 6-1-5-2> 【解釈指針 6-2-2-1 ※】

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

(1) 四国地域唯一の法科大学院として地域に親しみ、活躍する法曹を数多く養成するという本法科大学院の理念を実現するために、四国地域内における入試説明会の実施に力を入れており、毎年、香川県、愛媛県、徳島県、高知県の四国四県において入試説明会を実施してきた。

(2) 多様な法曹の養成に応えるため、他学部卒・社会人経験者を対象に9名の優先的合格枠を設け、その知識・経験を重視した特別の配点比率による選抜を実施しており、過去3年間の入学者に占める他学部卒・実務経験者の割合は、目標の3割を超えている。

<改善を要する点>

(1) 入学者に占める他学部卒・実務経験者の比率は年々減少しており、平成18年度入試においては、34.1%まで低下した。平成19年度は46.7%に上昇したが、今後もおお、低下を防止することが課題である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

本法科大学院では、以下のような履修指導が行なわれている。

- (1) ガイダンスは毎年4月の開講前に、①法学未修者コース学生に対する新入生ガイダンス、2年次生ガイダンス、3年次生ガイダンスの3種類のガイダンスを実施している。法学既修者コース学生については、入学時に上記新入生ガイダンスと2年次生ガイダンス双方への出席を義務付けている。【解釈指針7-1-1-1※】
- (2) 法学未修者に対しては、スムーズに法学教育に入っていけるよう、入学式前に入門講義(内容は、法学入門、公法入門、民事法入門、刑事法入門を各120分ずつ行っている)を実施している。また、上記新入生ガイダンスにおいて法科大学院での教育目標とカリキュラムの内容、3年間の段階的な学習内容を詳細に説明したうえ、履修指導上、1年次前期においては、法律基本科目群のうち法律基礎科目である憲法、民法、刑法の各科目に重点を置いて学習するよう指導しており、前期に開講される他の科目もこの点に配慮しつつ授業を行っている。【解釈指針7-1-1-2※】
- (3) 法学既修者に対しては、上記(1)のとおり、法学既修者コースの入学時に、新入生ガイダンスと2年次生ガイダンスへの出席を義務づけ、法科大学院の教育と法学部の教育との質的相違を説明し、授業に臨むうえでの注意事項を指導している。【解釈指針7-1-1-3※】
- (4) 以上のガイダンスにおいては、修学案内を用いて、コース毎の標準履修モデルを学生に周知している。

また、本法科大学院の特徴である環境法分野とビジネスロー分野の履修については、これらの特別履修モデルを掲記した修学案内を用い、これらの分野を修得するに必要な他の科目や法律基本科目との関係等を学生に周知し、履修上注意するよう指導している。【解釈指針7-1-1-4※】

<別添資料>

- ・ガイダンスの実施状況(資料番号22)
- ・各ガイダンス資料(資料番号2-1を使用)
- ・入門講座の概要(資料番号23)
- ・標準履修モデル(資料番号2-1 6～7頁)
- ・特別履修モデル(資料番号2-1 9～10頁)

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

本法科大学院では、学生に対する学習相談、助言体制に該当する事柄として、以下のことを実施している。

(1) まず、専任教員毎に、主に授業終了後の時間帯にオフィスアワーを設定し、個々の学生毎の相談に応じている。利用者は、直前の授業の受講者に限らない。オフィスアワーの時間帯、利用方法については、修学案内に掲載するとともに入学時のガイダンスで周知している。

また、以上とは別に、全学年の学生を対象に、個々の学生につき学生面談を実施している。毎年5月～6月の間の一週間を利用し、全教員が2名ずつ1組となり、1組につき2、3名の学生に対し、学習の進捗状況、学習環境に関する要望、授業への要望等の事柄を中心に面談を実施し、本法科大学院のFD研究会でその内容を報告しあい、学生の学習環境の改善のための資料としてきた。

平成19年5月からは、対象学生を固定して全教員が分担して相談・指導に当たる指導教員制を採用し、学生面談は2名1組の指導教員が対象学生に対して随時行う体制に改めた。【解釈指針7-1-2-1※】

(2) 相談助言の実施は、共用施設または教員研究室を用いて実施している。共用施設として、自習室、講義室隣に、教員と学生とのあいだでも利用できる談話室を設置している。

また、研究室での相談をよりスムーズに行えるように、研究室のある建物内には研究室の配置図を備えて、学生のアクセスを容易にしている。さらに、セキュリティの高い建物に研究室が置かれている教員に対する相談に支障を生じないように本法科大学院事務室で手続を行えば、当該研究室に入室できるよう手当てをしている。

さらに、学生が心理的にも各教員へアクセスしやすいようにする目的で、全教員と新入生との懇談会を、例年4月下旬～5月初旬の間に開催している。【解釈指針7-1-2-2※】

<別添資料>

- ・オフィスアワー表 (資料番号 2-1 46頁)
- ・個別面談の実施案内 (資料番号 24)
- ・個別面談の担当教員一覧 (資料番号 25)

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

本法科大学院での学習支援体制における教育補助者の役割は、以下のとおりである。

本法科大学院は、予算に基づいて補助職員を非常勤職員として雇用し、当該職員に、各授業で配布した資料の整理分類、管理を行ってもらっている。また、本法科大学院では、授業にあたって、香川大学大学院教育研究支援システム (TKC)、授業内容の自動収録システムなどの IT を利用しているが、その管理やデータの整理も、同様に当該職員の業務として行われている。

また、学生が参照する資料については、法学部資料室の利用が可能であり、平日の 9 時から 17 時までの利用に際しては、香川大学法学部資料室の助手 1 名と非常勤職員 1 名が、また、平日 17 時～21 時と土曜 13～18 時の使用に際しては、非常勤職員 1 名が資料室の利用をサポートしている。

<別添資料>

- ・補助職員の業務内容が示せる資料 (資料番号 26)
- ・法学資料室利用規程 (資料番号 27)

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

本法科大学院では、以下のように学生への協力、相談体制を整えている。

(1) 経済的支援については、日本学生支援機構はもとより、これ以外にも四国地区の伊予銀行公益信託池田育英会による奨学生の応募窓口を設け、学生に周知している。

百十四銀行、香川銀行、伊予銀行の支援により、法科大学院学生のために、低利の教育ローンを利用できるようにしている。

また、本学(香川大学)独自の措置として、学生の家庭状況、学力等を考慮して、学生の申請に基づき、一定の基準を満たす者に対して、授業料を免除している。状況により年間授業料の半額または全額のいずれかが免除される。入学料についても同様であり、家庭状況、学力等を基準として、免除ないし支払猶予の措置がとられている。

さらに、平成18年度から、学生50名につき1名の割合で、特待生を選定する制度が導入されている。これにより、とくに成績が優秀である者を特待生として扱い、特待生となった者には、家庭状況、経済状況いかにかわらず、平成18年度の後期の授業料が免除される。本法科大学院の場合には、法学既修者コース3年次生1名、2年次生1名が選ばれている。【解釈指針7-2-1-1※】

(2) 学生の健康、ハラスメントに関する相談体制は、香川大学全学の制度と連携しながら整備している。

メンタルヘルス関係では、香川大学保健管理センターが学生からの相談を受け付け、専門家によるカウンセリングを受けることができる体制になっている。

ハラスメントに関しては、香川大学全学の体制として、ハラスメント相談員が置かれており、相談員のメールアドレス、電話番号を学生に公表し、ハラスメント相談を受け付けることになっており、本法科大学院からも男性教員1名、女性教員1名がハラスメント相談員となっている。

これらを含め、香川大学学生生活支援グループにおいては、「なんでも相談窓口」が設けられており、メンタルヘルス、ハラスメント以外の相談も受け付ける体制がとられている。

本法科大学院では、学務係が窓口となって相談事を受け付けており、具体的な相談にあたっては、本法科大学院教務・設備委員会が中心となって、授業内容以外に関する学生からの生活相談を受け、相談・助言を行っている。【解釈指針7-2-1-2※】

<別添資料>

- ・奨学金等募集要項(学生支援機構、百十四銀行、香川銀行、伊予銀行)(資料番号28)
- ・授業料免除に関する規程(資料番号29)
- ・特待生に関する選考基準(資料番号30)
- ・授業料免除者、奨学金受給者の統計(資料番号31)
- ・学生相談用パンフレット(資料番号32)

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

(1) 受験の機会の確保について

本法科大学院では、身体に障害がある受験希望者（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める身障の程度を対象とする）で受験上特別な措置を希望する者に対しては、出願に際してあらかじめ相談を受ける制度を用意し、受験希望者からの申請に基づき、必要に応じて面談を行い、適切な対処方法を検討することになっている。【解釈指針 7-3-1-1 ※】

(2) 入学後における修学の障壁をなくすための設備面について

本法科大学院の施設（香川大学法学部および香川大学大学院地域マネジメント研究科との共用）には車イス用のスロープ、エレベーター、障害者用のトイレの設置がされている。【解釈指針 7-3-1-2 ※】

(3) 身体に障害のある学生に対する修学支援体制について

本法科大学院では、上記のような設備を備え、身体に障害のある学生に対応しているが、障害のある学生が入学すれば、テイクノートや文字情報による資料の配布など障害の事情に応じた対応をとることになっている。学生数が少人数で、1クラスの規模も小さいことから、学生一人ひとりを教員、事務が把握しやすい状況にあるので、障害の事情を把握し、個々に対応できる。本法科大学院は、障害のある学生に対し十分なケアは行き届く環境にあり、修学に際しての受け入れ態勢は用意されている。【解釈指針 7-3-1-3 ※】

<別添資料>

- ・平成 19 年度学生募集要項の「10.注意事項」(7) (抜粋) (資料番号 3)
- ・スロープ配置図 (資料番号 33)

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

大学全体として学生の進路相談に応じることを目的にキャリア支援室を設置し、進路選択に必要な情報の収集・管理・提供等を行っている。また、四国各県弁護士会の協力のもとセミナーを開催する等して、将来四国地域において弁護士としての活動を希望する学生に対しては、相応の情報提供を行っている。

その他、平成17年11月に、地元法曹を中心に構成される「四国ロースクール後援会」が発足しており、当後援会と学生の接触の機会も確保し、職業支援体制を強化するよう努めている。平成19年4月24日（火）に「第3回 四国ロースクール後援会定期総会」が開催され、四国四県各弁護士会との交流セミナー開催のための移動費の援助等支援のための事業が承認された。《資料7-4-1-1》 【解釈指針7-4-1-1】

《資料7-4-1-1》 弁護士会との交流セミナーの開催履歴

平成18年 5月31日 徳島市 徳島弁護士会館
「司法制度改革とこれからの弁護士業務」

平成18年 9月 7日 松山市 イヨテツ会館
「司法制度改革とこれからの弁護士業務」

平成18年10月14日 高知市 高知グリーン会館
「高知における弁護士活動の実情」

<別添資料>

- ・四国弁護士会連合会支援決議書（平成17年11月）（資料番号34）

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 学生定員1学年30名であるので、柔軟かつきめ細やかな修学や生活指導が行えている。
- (2) 少人数の学生に対し専任教員20人(定員。現員19人)が指導に当たるので、個々の学生とコミュニケーションをとりやすい環境にあり、また実際にそれが実践されている。
- (3) 相談体制についても、本法科大学院に相談専門員はいないにせよ、学生からの相談を受け付けやすい環境を提供できている。
- (4) 四国弁護士会連合法科大学院支援委員会を中心とする各県弁護士会所属の弁護士、四国各県弁護士会と個々の弁護士、四国4県及び各縣市町村など自治体、香川県商工会議所をはじめとする各経済団体や企業を会員とする「四国ロースクール後援会」等、四国地域からの支援を受け、地域の支援環境が整備できている。

<改善を要する点>

- (1) 2階に模擬法廷がある建物にエレベーターが設置されておらず、模擬法廷に行くには階段を経由するしかなく、身体に障害のある学生に対する対応ができていない。エレベーターの設置のための建物改修を検討中である。
- (2) 修了後の進路選択にかかわる助言体制が十分に整備されているとはいえない。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、入学定員30人に対し20人の専任教員を配置している（欠員1，現員19）。専任教員配置の内訳は、延べ人数で、法律基本科目26科目について13人，法律実務基礎科目9科目について6人，基礎法学・隣接科目7科目について0人，展開・先端科目11科目について6人である。また、本法科大学院の特徴として重視し設置している展開・先端科目群のビジネスロー分野及び環境法分野の授業科目については、専任教員3人（経済法1名，環境法2名）のほか兼担・兼任教員として2人（経済法1名，環境法1名）を配置している。なお、兼担・兼任教員は基礎法学・隣接科目7科目について7人，展開・先端科目12科目について11人である（別添資料「教員一覧」《資料番号6-3》）。

専任教員及び兼担・兼任教員は、いずれも担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績，理論と実務を架橋する法学専門教育を行なうために必要な高度の教育上の指導能力を有しており，その資料は本法科大学院ホームページ上の教員組織、香川大学ホームページ上の研究者総覧（URL: <http://koho.kagawa-u.ac.jp/>）及び年次要覧において公表されている。また、愛媛大学所属教員については愛媛大学ホームページ上の愛媛大学教育研究者要覧（URL: <http://kenqweb.office.ehime-u.ac.jp/yoran/>）においても公表されている。【解釈指針8-1-1-1※】

<別添資料>

- ・連合法務研究科ホームページ（教員組織）（資料番号9-3）
- ・教員一覧（資料番号5-3）

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院における専任教員の担当する専門分野毎の内訳は、延べ人数で、憲法が教授 2 名、行政法が教授 1 名、民法が教授 1 名及び准教授 2 名 (計 3 名)、商法が教授 1 名及び准教授 1 名 (計 2 名)、民事訴訟法が教授 1 名及び准教授 1 名 (計 2 名)、刑法が教授 1 名及び准教授 1 名 (計 2 名)、刑事訴訟法が教授 1 名、実務基礎科目が教授 5 名 (実務家教員) 及び准教授 1 名 (研究者教員) (計 6 名)、展開・先端科目が教授 4 名及び准教授 2 名 (計 6 名) である。

また、専任教員のうち実務経験を有する教員は 5 人 (ただし、みなし専任 1 人を含む) を配置している。

専任教員はいずれも必要な教育上及び研究上の業績を有しており、また、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有している。その資料は、学外での公的活動や社会貢献活動とともに、自己点検及び評価を公表する本法科大学院ホームページ (URL: <http://www.ls.kagawa-u.ac.jp/organization.html>) において開示されている。

【解釈指針 8-1-2-1 ※】【解釈指針 8-1-2-2】

大学設置基準第 13 条及び大学院設置基準第 9 条に規定する専任教員は 3 名であり、現員 19 名の 3 分の 1 を超えていない。この 3 名は、連合形態で設置している本法科大学院のうち香川大学所属の教員であり、香川大学所属教員に限っても「専・他」は 14 名中 3 名であり、この場合においても 3 分の 1 を超えるものではない。**【解釈指針 8-1-2-3】【解釈指針 8-1-2-4】**

<別添資料>

- ・連合法務研究科ホームページ (資料番号 9-3)
- ・教員一覧 (資料番号 5-3)

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の採用及び昇任に関しては、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するために、本研究科が定める教員選考規程に基づき、人事委員会の議を経て研究科長が教授会に発議し、教授会が設置する教員選考委員会における審査を経て、教授会において当該教員の採用及び昇任を審議し可否を決定する。なお、教育業績及び研究業績に関しては、教授会で決定した「香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考に関する申合せ」に定める基準に基づいて、その教育業績及び研究業績につき厳格な審査を行なっている。《資料 8-1-3-1》《資料 8-1-3-2》

《資料 8-1-3-1》

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程

(研究者教員教授の任用基準)

第 3 条 次の各号の 1 に該当する者は、研究者教員として教授となることができる。

- (1) 大学において 10 年以上准教授(香川大学もしくは愛媛大学の学部又は他の大学においてすでに教授である者については、教授の期間を含む。次号においても同じ。)の経歴があり、教育研究上の業績及び能力が顕著であると認められる者
- (2) 大学において 13 年以上准教授及び専任の講師の経歴があり、教育研究上の業績及び能力が顕著であると認められる者
- (3) 前 2 号に準ずる経歴並びに教育研究上の業績及び能力があると認められる者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力が顕著であると認められる者

(研究者教員准教授の任用基準)

第 4 条 次の各号の 1 に該当する者は、研究者教員として准教授となることができる。

- (1) 大学院博士課程修了者(博士課程単位修得者を含む。以下同じ。)又は博士号を有する者で、大学において 2 年以上専任の講師(香川大学もしくは愛媛大学の学部又は他の大学においてすでに准教授である者については、准教授の期間を含む。次号においても同じ。)の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (2) 大学において 3 年以上専任の講師の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (3) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(実務家教員教授の任用基準)

第 5 条 次の各号の 1 に該当する者は、実務家教員として教授となることができる。

- (1) 法律に関する実務を 10 年以上経験し、実務で担当した業務の具体的な内容・成果並びに担当期間の長さ等の実績により、担当予定の授業科目を担当する教育能力が顕著であると認められる者
- (2) 前号に準ずる経験を有し、実務で担当した業務の具体的な内容・成果並びに担当期間の長さ等の実績により、担当予定の授業科目を担当する教育能力が顕著であると認められる者

(実務家教員准教授の任用基準)

第6条 次の各号の1に該当する者は、実務家教員として准教授となることができる。

- (1) 法律に関する実務を5年以上経験し、実務で担当した業務の具体的な内容・成果並びに担当期間の長さ等の実績により、担当予定の授業科目を担当する教育能力があると認められる者
- (2) 前号に準ずる経験を有し、実務で担当した業務の具体的な内容・成果並びに担当期間の長さ等の実績により、担当予定の授業科目を担当する教育能力があると認められる者

(教員選考委員会)

第12条 教員選考委員会(以下、この条において「委員会」という。)は、研究科長及び教授会を構成するその他の教員から教授会が選出し、研究科長が任命した5人の委員をもって組織する。

2 前項の委員の選出は、研究科長を含む委員会の構成が次のとおりになるように行う。

- (1) 任用予定の教員の所属すべき大学の教員 2人以上
- (2) 任用予定の教員が研究者教員である場合は研究者教員 2人以上又は採用予定の教員が実務家教員である場合は実務家教員 2人以上
- (3) 任用予定の教員の所属すべき分野(公法系、民事法系及び刑事法系の別をいう。)の教員 2人以上

3 委員会は、任用の候補者を審査し、その結果を教授会に報告する。

4 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会に主査1人を置く。主査は審査の内容をまとめて、教授会に報告する。主査は委員の互選とする。

6 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。議事は、出席委員の過半数をもって決する。

7 委員会の運営に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、委員会が定める。

(出典：香川大学規則集)

《資料8-1-3-2》

香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考に関する申合せ

(選考開始の時期)

1. 准教授について行う教授昇任の選考は、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程(以下「規程」という。)第3条又は第5条に規定する期間が満了する時から逆算して、その満了前に教授昇任の手続きが完了することが可能な最も近い時期に開始することができる。

(研究業績)

2. 規程第3条及び第4条の規定による研究業績の認定は、次の各号に定める公刊された論文について行うことを原則とする。なお、第3条(4)及び第4条(3)に定める研究能力の認定については、この限りでない。

- | | | |
|---|-------------|------|
| 一 | 第3条(1) | 5点以上 |
| 二 | 第3条(2)及び(3) | 7点以上 |
| 三 | 第4条(1) | 1点以上 |
| 四 | 第4条(2) | 2点以上 |

(教育業績)

3. 規程第3条及び第4条の規定による教育業績の認定は、授業の担当状況及び担当授業の評価に関する諸資料により行う。

(経歴の換算)

4. 大学の教員以外の経歴を有する者については、次の各号に定めるところにより換算した年数をもって第3条又は第4条の規定による大学における経歴とみなす。

- 一 大学に準ずる教育研究機関における勤務期間 10割
- 二 前号に該当しない経歴については、人事委員会が定める割合

(平成17年11月30日教授会決定)

また、本法科大学院の兼担・兼任教員の選考については、専任教員の選考に関する教員選考規程とは別個に「兼担及び兼任教員選考要項」が定められている。この要項に基づいて、本法科大学院において「教育上主要と認められる授業科目」を担当する兼担・兼任教員の選考と選考基準及び選考手続には、専任教員の選考に関する教員選考規程が準用され、教授会で選考の可否が決定されている。その他必要な兼担・兼任教員の選考は、同要項が定めるところに基づいて、当該担当科目に関する教育経験や当該担当科目及びこれに関連する業績等を参酌し、教務・設備委員会が候補者を教授会に提案し、教授会出席者の過半数の賛成を得た場合に当該科目の担当者として決定している。《資料8-1-3-3》

《資料8-1-3-3》

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科兼担及び兼任教員選考要項
(趣旨)

第1 この要項は、法科大学院の教育を担当する教員には、理論と実務を架橋する等の教育上の指導能力が求められていることに基づき、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科(以下「本研究科」という。)の専任教員(みなし専任を含む)以外で本研究科の開講科目を担当する教員(以下「兼担及び兼任教員」という。)に関する選考基準及び選考手続について定めるものとする。

(定義)

第2 この要項における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1)兼担 香川大学若しくは愛媛大学の学部又は本研究科以外の大学院の専任教員で、本研究科が開講する科目を担当する教員
- (2)兼任 香川大学及び愛媛大学以外の大学の専任教員、その他法曹等法科大学院における教育を行なうのに相応しい資格を有する者で、本研究科が開講する科目を担当する教員

(教育上主要と認められる授業科目を担当する兼担及び兼任教員の選考基準と選考手続)

第3 本研究科の専任教員が担当しなければならない法律基本科目、必修科目等本研究科が教育上主要として開講している授業科目(以下「授業科目」という。)を兼担及び兼任教員が担当する場合、当該授業科目に関する能力と業績に応じ、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員選考規程(以下「規程」という。)第4条及び第6条の基準を準用して選考しなければならない。

2 前項の兼担及び兼任教員の選考は、規程第7条第1項及び第4項が定めるところにより開始し、規程第11条が定める手続に従い可否を決定するものとする。

3 前項の選考手続は、公法系、民事法系、刑事法系又は教務・設備委員会が、本研究科長に当該授業科目担当候補者を推薦することによって開始することを妨げない。

(基礎法学・隣接科目、展開・先端科目等の兼担及び兼任教員の選考)

第4 第3の授業科目以外の科目を担当する兼担及び兼任教員については、当該担当科目に関する教育経験及び業績を参酌して、教務・設備委員会が候補者を選考するものとする。

2 前項の選考は、教務・設備委員会が当該科目担当の候補者を、前項に定める教育経験又は業績等を実証する資料を添付して本研究科教授会に提案し、教授会出席者の過半数の賛成により決定する。

附 則

この要項は、平成19年1月10日から施行する。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院（法務専攻のみの1専攻）では、入学定員30人（収容定員90人）に対し専任教員19人（定員20人、欠員1人）を配置しており、基準8-2-1の規定により必要な数（12人）を上回っている。【解釈指針8-2-1-1※】

19人のうち教授は11人で半数を上回る。【解釈指針8-2-1-2※】

また、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野において1名以上の専任教員を配置している。【解釈指針8-2-1-3※】

さらに、ビジネスロー及び環境法を重視する本法科大学院の特徴としている経済法及び環境法の担当については経済法1名、環境法2名の計3名の専任教員を配置している。

【解釈指針8-2-1-5※】

なお、【解釈指針8-2-1-4※】は、入学定員30人の本法科大学院に該当しない。

<別添資料>

- ・教員一覧（資料番号5-3）
- ・科目別専任教員一覧（資料番号5-4）

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

専任教員の科目別配置は、延べ人数で、憲法 2 名、行政法 1 名、民法 3 名、商法 2 名、民事訴訟法 2 名、刑法 2 名、刑事訴訟法 1 名、法律実務基礎科目 6 名、展開・先端科目 6 名である。本法科大学院はビジネスローに精通し国際的視野を持つ法曹及び環境保全を推進する法曹の養成を重視しているので、展開・先端科目のうち経済法 I、経済法演習及び国際経済法の担当に専任教員 1 名、環境法 I、環境法 II 及び環境法演習の担当に、法律基本科目をも担当する専任教員 2 名を配置しており、本法科大学院の教育目的に応じた適正な配置を行っている。また、労働法 I、労働法 II 及び社会保障法の担当に専任教員 1 名を配置し、地方自治法及び倒産法の担当に、法律基本科目をも担当する各 1 名の専任教員を配置している。【解釈指針 8-2-2-1 ※】

専任教員の年齢構成は、30 歳代 4 名、40 歳代 7 名、50 歳代 6 名、60 歳代 2 名であり、年齢バランスは適正ということが出来る。【解釈指針 8-2-2-2 ※】

<別添資料>

- ・教員一覧（資料番号 5-3）
- ・科目別専任教員一覧（資料番号 5-4）

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院の専任教員（定員 20 名，現員 19 名）のうち専攻分野において 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する実務家教員は 5 名であり、基準 8-2-1 に規定する 専任教員の数の 2 割以上である。その高度の実務能力については、とくに民事訴訟法領域においての経験が豊富な 3 名が、民事法演習 V または民事裁判演習、要件事実論及びリーガル・クリニックやエクスターンシップを担当している。そして、とくに刑事訴訟法領域において経験が豊富な 2 名が刑事訴訟実務または刑事裁判演習を担当している。さらに、実務講座を担当する実務家教員がいる【解釈指針 8-3-1-1 ※】

5 名の実務家のうち、みなし専任教員は 1 名であり、実務講座 4 単位，法曹倫理 1 単位及び刑事裁判演習 2 単位の合計 7 単位を担当し、教授会の構成員として、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っている。【解釈指針 8-3-1-2 ※】

<別添資料>

・教員一覧（資料番号 5-3）

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

基準 8-3-1 に規定する本法科大学院の実務家専任教員 5 名 (みなし専任を含む)は、いずれも高度の実務の能力を有し、10 年以上法曹としての実務の経験を有する者である。

<別添資料>

- ・連合法務研究科ホームページ (教員組織) (資料番号 9-3)

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目は、まず、本法科大学院教育のコアである法律基本科目群(必修科目である基礎科目群及び基幹科目群の科目計 54 単位)と法律実務科目群の必修科目(計 9 単位)であり、そのほとんどには、専任教員が配置されている。法律基本科目群のうち民法 I (4 単位中 2 単位相当分)及び商法 II (2 単位)を兼任又は兼任教員が担当しているが、担当者はいずれも専任教員の選考に準じた厳格な基準に基づいて選考されている。また、法律実務科目群のうち民事裁判演習(2 単位)及び刑事裁判演習(2 単位)を、専任教員のほかに最高裁判所又は法務省の派遣教員が担当している。

本法科大学院は、ビジネスローと環境法に優れた法曹養成を目指しているところから、このことを念頭においた履修モデルを『修学案内』に示している(資料 2-1『修学案内』9-10 頁)。これらビジネスロー群と環境法群の授業科目(いずれも展開・先端科目に属する選択科目である。)のうち、ビジネスロー群の中核である経済法 I(2 単位)及び環境法群の中核である環境法 I(2 単位)も、本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目である。これらの授業科目も専任教員が担当している。

本法科大学院における教育上主要と認められる授業科目の全体数(クラス単位:一の授業科目を複数クラスで実施している場合は、当該複数クラス数を授業科目数に算入する。)は、基礎科目群 17 科目(13 科目×1 クラス+2 科目×2 クラス)、基幹科目群 22 科目(11 科目×2 クラス)、法律実務科目の必修科目 11 科目(1 科目×1 クラス+2 科目×2 クラス+2 科目×3 クラス。旧カリキュラム分を除く。)及び展開・先端科目 2 科目(2 科目×1 クラス)の合計 52 科目(クラス)である。これらの授業科目のうち専任教員が担当するものは 49 科目であり、94%を占める。【解釈指針 8-4-1-1 ※】

<別添資料>

- ・開講授業科目一覧(資料番号 5-1, 資料番号 2-1 44-45 頁)

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の授業負担は他研究科および学部等の授業を含め、全員 20 単位以内であり、授業負担は適正な範囲内にとどめられている。【解釈指針 8-5-1-1 ※】

なお、兼任教員の授業負担も、ほとんど 20 単位以内である。

<別添資料>

- ・教員一覧（資料番号 5-3）

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

本法科大学院は香川大学と愛媛大学との連合形態の法科大学院であり、本法科大学院の専任教員は、原則として所属するそれぞれの大学の身分上又は勤務条件に基づくことになる。設置主体である両大学は法科大学院の特殊性を考慮し、本基準 8-5-2 の研究専念期間については、所属大学とは別に本法科大学院独自の制度を設けることになる可能性について了承しているが、なお両大学におけるすべての教員との調和をはかる必要から、両大学がそれぞれの状況を考慮し検討しているところである。そこで、両大学の現時点の検討状況について述べる。

全体として専任教員の教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年毎に相当の研究専念期間を与える、いわゆるサバティカル制度について、愛媛大学は、法科大学院担当教員（愛媛大学所属の本法科大学院専任教員）に配慮しつつ、2006年12月に「愛媛大学教員研修専念期間規程」を策定し、本法科大学院の研修専念期間規程が整備され次第、調整することにしてている。《資料 8-5-2-1》

サバティカル制度に関する香川大学全学の検討は進んでいないが、本法科大学院では、授業担当の確保等の条件が整う限り、留学その他の研究専念期間を認めることができるよう制度の整備をする方向で運営会議等で検討している。

《資料 8-5-2-1》

国立大学法人愛媛大学教員のサバティカル制度に関する規程

平成19年 4月 1日

規則第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学教員規程第13条第3項の規定に基づき、担当業務又は専門分野に関する能力向上のため、教員が自主的調査研究に専念できるサバティカル制度（以下「サバティカル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 サバティカルを取得できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）の専任教員として継続して勤務した期間が6年以上の者
- (2) 愛媛大学教員の総合的業績評価の直近2期間の部局個人評価結果が良好の者
- (3) 取得時において、60歳未満の者

2 2回目以降のサバティカルを取得できる者は、直前のサバティカル期間終了後、本学の専任教員として6年以上継続して勤務し、かつ、前項第2号及び第3号に該当する者とする。

(サバティカル期間)

第3条 サバティカルの期間は、2月以上1年以内の継続した期間とする。

2 サバティカルの期間の始期は、原則として4月又は10月とする。

(候補者の推薦)

第4条 サバティカルを取得しようとする者は、当該サバティカルの実施年度の前年度の9月末日までに、所属する部局等の長に対し、取得期間、調査研究の概要、調査研究場所等を申し出なければならない。

2 部局等の長は、前項の申出のあった者のうちから候補者を選考し、実施年度の前年度11月末日までに、学長に別紙により推薦するものとする。

(取得者の決定)

第5条 学長は、前条により部局等の長から推薦のあった者のうちから取得者を決定し、その結果を推薦のあった部局等の長に通知するものとする。

(学内職務の免除)

第6条 サバティカル期間中は、教育及び管理・運営に関する職務等を免除する。

(サバティカル期間中の兼業)

第7条 サバティカル期間中においても、兼業をしようとする場合は、部局等の長の許可を得なければならない。

2 サバティカル期間中における兼業は、本制度の趣旨に沿ったものでなければならない。

(サバティカル期間中の出張)

第8条 サバティカル期間中における旅費を伴う調査研究については、出張の手続きを取らなければならない。

(取得期間中の措置)

第9条 サバティカル取得期間中における代替措置に係る経費については、当該取得者の所属する部局等の負担とする。

(報告書の提出)

第10条 サバティカルを取得した者は、サバティカルの期間終了後1月以内に、別に定める報告書を所属する部局等の長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、サバティカルに関して必要な事項は、各部局等の長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に実施するサバティカルにおいては、当該資格を取得できる要件のうち、第2条第1項第2号については、「愛媛大学教員の総合的業績評価の直近2期間の部局個人評価結果が良好の者」とあるのは「平成19年度に実施する部局個人評価の結果が良好の者」と読み替えて適用するものとする。

サバティカル取得期間中の職員の給与等の取扱いについて

平成19年4月1日

学 長 裁 定

1 サバティカル取得期間中の職員は、職員として在職するが、大学における勤務を免除され、自主的調査研究に従事するものとする。

2 サバティカル取得期間中の職員の給与については、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| (1) 俸給 | サバティカル期間中、俸給の全額を支給する。 |
| (2) 俸給の調整額 | 当該業務に従事することを支給の条件としているものにあつては、当該条件を満たさない場合は支給しない。 |
| (3) 通勤手当 | 月の全日数にわたり通勤の事実がない場合、当該月分は支給しない。 |
| (4) 昇給 | 昇給判定期間中に勤務実績が全くない場合を除き、勤務成績の判定に基づき昇給させる。この場合において、サバティカル取得期間中は、良好に勤務したものとみなす。 |
| (5) 期末手当 | 在職期間として取り扱い、除算期間としない。 |

(6) 勤勉手当 勤務期間として取り扱わず、除算期間とする。

基準 8 - 5 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 5 - 3 に係る状況)

法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために、学務第一係に本法科大学院及び法学部担当として、4人の事務職員を配置している。また、事務職員のみでは対応が難しいと思われる授業自動収録装置の利用に関して教員の IT 技術支援、法科大学院の HP 作成支援、学生に対する IT 支援、学生自習室の図書管理等の業務を補佐するために、非常勤の補助職員1人を配置している。平成 16～18 年度においては、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムによる研究活動を支援するため非常勤の補助職員1人を配置した。さらに、法学部資料室に法学部の助手1人及び補助職員2人が配置されており、資料の整理・情報提供、法学会の活動の補助等研究活動の補助を行っている。なお、2人の補助職員は1人ずつ交代で勤務しており、資料室は午後9時まで開放され、利用が可能である。

<別添資料>

- ・事務組織図（資料番号 36）

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 入学定員 30 人（収容定員 90 人）に対し専任教員 19 人（定員 20 人，欠員 1 人）を配置しており，定員ベースで教員 1 人あたりの学生数は 4.5 人の手厚い配置を行っている。
- (2) 実務への架橋としての教育を施すために，5 人の専任の実務家教員に加えて，最高裁派遣裁判官および法務省派遣検事を含む 12 人の実務家教員を兼任教員として任用し，実務基礎科目だけでなく，法律基本科目の演習科目及び展開・先端科目に配置している。

<改善を要する点>

- (1) 専任教員に占める女性教員の比率が 2 割に満たないため，採用人事においては可能な程度において女性教員の比率を高めることを考慮する。
- (2) 法律情報処理のみを担当する専任教員については適正な単位数の科目を担当する必要がある。
- (3) 研修専念期間制度を具体化する必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院は、次のように独自の教授会及び専任の長である研究科長を中心にして、法科大学院の教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有している。

本法科大学院に関する重要事項を審議するために、香川大学組織規則第24条及び香川大学大学院学則第12条に基づき、独自の教授会を置いている。教授会は、連合法務研究科教授会規程第2条に基づき、本法科大学院の専任の教授及び准教授をもって組織し、本法科大学院の専任教員とみなされる者も、その構成員としている。《資料9-1-1-1》 【解釈指針9-1-1-1※】【解釈指針9-1-1-4※】

《資料9-1-1-1》 教授会

香川大学組織規則

第24条 学部、地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科に、それぞれ教授会を置く。

香川大学大学院学則

第12条 地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科に、研究科に関する重要事項を審議するため、それぞれ教授会を置く。

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程

第2条 教授会は、香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下「本研究科」という。）の専任（みなし専任を含む。）の教授及び准教授（以下「教員」という。）をもって組織する。

2 前項の教員は、香川大学所属の教員及び愛媛大学所属の教員とする。

教授会は、同規程第3条により、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項を審議決定する。《資料9-1-1-2》【解釈指針9-1-1-3※】

《資料9-1-1-2》 審議事項

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授会規程

第3条 教授会は、本研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 重要な規程その他の制定又は改廃に関する事項
- (3) 重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (4) 教員の選考に関する事項
- (5) 評価に関する事項
- (6) 教育課程に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (9) その他本研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認める教育又は研究に関する重要事項

本法科大学院の校務をつかさどるために、香川大学運営規則第5条に基づき専任の長である研究科長を置いている。《資料9-1-1-3》【解釈指針9-1-1-2※】

《資料9-1-1-3》 研究科長

香川大学運営規則

第5条 本学の研究科に、研究科長を置く。

- 2 (省略)
- 3 地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科の研究科長は、当該研究科の教授をもって充てる。
- 4 研究科長は、本学の運営方針に基づき、当該研究科の校務をつかさどる。

研究科長の職務を助けるため、連合法務研究科組織規程第3条に基づき、副研究科長1人を置いており、円滑な運営に資するため、同規程第4条に基づき、研究科長、副研究科長、専門委員会の委員長及び法学部・経済学部事務長からなる研究科運営会議を置き、研究科長を補佐している。専門委員会は、教務・設備委員会、入試・広報委員会、評価・FD委員会及び地域連携委員会である（6条）。教員人事の重要事項を審議する人事委員会も置いている（5条）。なお、平成17～18年度に臨時に教育課程等検討委員会を設置して、本法科大学院の教育内容の改革等を審議した。《資料9-1-1-4》

《資料9-1-1-4》 副研究科長・研究科運営会議・委員会

(副研究科長)

第3条 本研究科に副研究科長1人を置く。

- 2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- 3 副研究科長候補者は、本研究科教授会（以下「教授会」という。）を構成する教員である教授（研究科長を除く。）から研究科長が指名し、学長に推薦する。
- 4 (省略)。
(研究科運営会議)

第4条 円滑な研究科運営に資するために、本研究科に研究科長を補佐する運営会議を

置く。

2 運営会議は、本研究科における次の事項について審議する。

- (1) 教育研究及び運営に関する基本的事項
- (2) 評価に基づく改善
- (3) 予算、その他重要な特別経費に関する事業等の原案及び執行計画
- (4) その他第6条及び第9条の各委員会の職務に属さない事項の具体化及び実施

3 運営会議は、研究科長、副研究科長、第6条の各専門委員会の委員長及び法学部・経済学部事務長をもって組織し、研究科長を議長とする。

(以下、省略)

(人事委員会)

第5条 本研究科に人事委員会を置く。

2 人事委員会は、研究科長、副研究科長及び教授会を構成するその他の教員から教授会が選出し、研究科長が任命した3人の委員をもって組織する。教授会が選出した委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 (省略)

4 人事委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員人事の基本方針及び基準に関する事項
- (2) 教員の任用計画、その他教員の任用に関する事項
- (3) その他教員人事に関する重要事項

(以下、省略)

(専門委員会)

第6条 本研究科の教育研究及び運営を具体化し、実施するために、本研究科に専門委員会(以下「委員会」という。)として、教務・設備委員会、入試・広報委員会、評価・FD委員会及び地域連携委員会を置く。

<別添資料>

・委員会組織図(資料番号37)

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院の管理運営に関しては、4部局（本法科大学院、地域マネジメント研究科、法学部、経済学部）を担当している法学部・経済学部事務局が行う事務体制となっている。法学部・経済学部事務局には、事務長を総括者にして、事務長補佐2名（庶務・会計関係及び学務関係各1名）、総務係7名、学務第一係5名（本法科大学院及び法学部担当）、学務第二係6名（経済学部及び地域マネジメント研究科担当）及び就職・留学生担当1名が配置されている。

また、現在の事務体制で対応が難しい業務については、非常勤職員を雇用することによって、学生に対する教育支援体制を充実・強化し、学生へのサービスが低下しないよう配慮された事務体制となっている。そのような業務は、授業自動収録装置の利用に関して教員にIT技術の支援をすること、本法科大学院のHP作成を支援すること、学生に対するIT支援、学生自習室の図書管理等の業務などである。平成16～18年度においては、学内の運営費交付金及び法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの経費により、2名の非常勤職員を雇用してきた。平成19年度当初においては、法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムの経費を得ていないので、学内の運営費交付金により1名のみ非常勤職員を雇用している。

さらに、法学部と共同で利用する法学資料室の事務について、法学部の助手1名と、運営交付金により雇用している非常勤職員2名を配置している。2名の非常勤職員は1名ずつ交代で勤務しており、資料室は午後9時まで開室している。【解釈指針9-1-2-1※】

本法科大学院においては、職員の能力向上を図るためのスタッフ・ディベロップメントに関する研修会などは実施していないが、事務として管理運営を適切に行うため、学内外で開催される各業務や経験等に応じた各種研修や説明会などには、出来る限り参加することにより、職員の能力向上を図ることとしている。【解釈指針9-1-2-2※】

本法科大学院が学生数において小規模であること、財政規模を考慮すると、このような人数の事務体制をとらざるをえない。ただし、一つの独立の部局として、また、法科大学院という専門職大学院の教育を行うために必要とされる業務の量をこなすためには、必ずしも十分な人数及び体制とはいえず、事務量においても教員に負担がかかっているのが現状である。

<別添資料>

- ・事務組織図（資料番号36）

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9-1-3 に係る状況)

本法科大学院の予算は、「香川大学予算編成方針」及び「全学予算編成基準」に従って配分される。「全学予算編成基準」では総括的事項，収入に関する事項，支出に関する事項のそれぞれの基準が設けられている。本法科大学院における教育活動等は，原則として，これをもとに配分された予算により運用されている。

大型改修，大型設備，大型物品購入その他教育活動等で当初予算配分以外に必要な不可欠な経費等については，概算要求，営繕要求，設備・施設等の整備事業経費要求，学長裁量経費要求などの各種経費要求機会が設けられており，当初配分予算以外にも財政的な基礎を有している。この各種要求時でのヒアリングの実施や要求（理由）書の提出等が，設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の意見を聴取する適切な機会となっている。【解釈指針 9-1-3-3 ※】

予算配分のセグメント（予算単位）区分では，本法科大学院と法学部とが同じセグメントとなっている。本法科大学院と法学部とは別の部局であるため，同一セグメント予算をそれぞれに分けて配分し執行しているが，もともとは同じセグメントの予算であるので，両部局の枠組みを超えた柔軟な予算の運用を行うことも可能である。

愛媛大学教員が本法科大学院に出講する旅費等の経費，夏季に愛媛大学において開講される授業に要する学生移動費と宿泊費は，愛媛大学が負担している。

これらを総合してみると，本法科大学院における教育活動等を適切に実施するためには十分な財政的基盤を有しているといえる。【解釈指針 9-1-3-1 ※】【解釈指針 9-1-3-2 ※】

ただし、IT を用いた教育支援や学外での教育実施などに必要な経常的な経費に多数の費用を要する関係上、特別の経費を学内外から恒常的に確保する必要がある。

<別添資料>

- ・ 予算・決算書（資料番号 38-1）
- ・ 香川大学予算編成方針（資料番号 38-2）
- ・ 全学予算編成基準（資料番号 38-3）

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院は、平成 18 年度まで、FD 研究会や臨時に設置した教育課程等検討委員会において、本法科大学院の教育の実施状況を点検・評価してきた。また、教員活動評価の実施（評価・FD 委員会が準備等を行い、研究科運営会議が審議して、研究科長が評価を決定する。）と連動して、研究科運営会議が教育活動状況の自己点検・評価を進めてきた。平成 19 年度からは、新たに制定した教員活動評価実施要項に基づき、教育・研究・社会貢献及び運営の領域にわたる教員の活動に対する総合評価を実施し、その結果を教育研究等の質の向上、活性化に役立てることとしている。《資料 9-2-1-1》

《資料 9-2-1-1》 教員活動評価

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教員活動評価実施要項

第1条 目的

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下「本研究科」という。）は、本研究科の教育研究等の質の向上、活性化を図り、本研究科の理念・目標を実現するため、香川大学及び愛媛大学それぞれの全学的な制度との調和に留意しつつ、教育・研究・社会貢献及び運営の領域（以下「各領域」という。）にわたる教員の活動に対する総合評価（以下「総合評価」という。）を実施する。

第4条 評価実施機関及び各所属大学との関係

- 1 総合評価は、本研究科研究科長（以下「研究科長」という。）が行う。
- 2 研究科長は、評価を行うにあたって、本研究科運営会議の意見を聞くことができる。
- 3 研究科長の評価は、香川大学長が行う。
- 4 研究科長は、各教員が所属する大学（以下「所属大学」という。）の学長が求めるときは、総合評価の結果を提出することができる。本研究科所定の評価方法と所属大学における評価方法が異なる部分は、所属大学における評価方法に適合するよう、必要な読み替えを行うものとする。

第5条 評価項目、評価基準及び評価方法

総合評価は以下の方法により行う。

(1) 教員は、毎年度初めに、別に定める様式により、各教員の属性、専門性等に応じた各領域の重み付けを付し、各領域について自己評価項目及び目標を設定した自己評価票を作成し、研究科長に提出する。

自己評価項目は、別に定める各領域に関する基本評価項目を参照して、各教員が各自の状況に応じて、個別に設定するものとする。各領域の重み付けは、0 または正の整数

とし、その合計が10となるように定めるものとする。

(2) 研究科長は、教員から提出された自己評価票を点検し、部局等の方針、他の教員とのバランス等を勘案し、必要に応じて重み付けの修正を指示することができる。最終的な教員の各領域の重み付けは、研究科長が決定する。

(3) 教員は、毎年度初めに、前年度の活動状況につき、活動実績書及び自己点検書を作成し、研究科長に提出する。活動実績書は、別に定める様式により、各教員が大学基礎情報データベースに入力した情報を基礎として、これを作成する。自己点検書は、各教員が前年度初めに提出した自己評価票に記載した個別評価項目の目標の達成度及び別に定める評価基準をもとにした各領域の全般的な達成度を評価してこれを記載することとする。

(4) 研究科長は、教員から提出された実績報告書及び自己点検書をもとに、別に定める評価基準に基づき、各領域について次の5段階評価を行う。

- 5 極めて高い水準である 4 高い水準にある 3 平均的な水準である
2 改善の余地がある 1 問題があり改善を要する

(5) 研究科長は、各領域の教員評価結果に各領域の重み付けを乗じた結果をもとに、次の4段階の総合評価を行う。なお、各領域に係る活動実績書及び自己点検書を提出しない教員（特別な理由のある者を除く。）の総合評価は、Cとする。

- A+ 極めて高い（50~40） A 高い（39~30） B 平均的（29~20） C 低い（19~）

(6) 研究科長は、各領域の活動評価結果及び総合評価の結果を当該教員に通知する。

第7条 評価結果の活用等

- 1 教員は、総合評価結果を教育研究等の質の向上、活性化に役立てるものとする。
- 2 研究科長は、各領域において1と判定した教員に対して、必要に応じてその領域に関わる助言、指導を行う。
- 3 研究科長は、総合評価がCと判定された教員に、改善計画書を提出させる。

第8条 評価結果の公表等

- 1 教員個人に関する評価結果は原則として公開しない。
- 2 本研究科における各領域の活動評価及び総合評価の評点の分布状況は、学内及び学外に公表する。

平成19年度からは、自己点検・評価の対象を本法科大学院の活動全体に拡げ、かつ、実施体制をいっそう明瞭にするために、新たに規程を設け、自己点検・評価委員会を組織して、本法科大学院の自己点検・評価を行い、その結果を公表することとした。すなわち、本法科大学院は、本法科大学院の教育研究水準の向上を図り、本法科大学院の目的及び社会的使命を達成することを目的にして、本法科大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行なうために、香川大学大学院学則第3条に基づき、平成19年2月に連合法務研究科自己点検・評価規程及び連合法務研究科自己点検・評価委員会規程を制定した。《資料9-2-1-2》、後掲《資料9-2-2-1》《資料9-2-2-2》

《資料9-2-1-2》 自己点検・評価等

香川大学大学院学則

- 第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行なうものとする。
- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学大学院の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

本法科大学院はこれらの規程に従って、平成19年4月に自己点検・評価委員会を組織し、6月に本法科大学院の自己点検及び評価を行って報告書にまとめ、本法科大学院のホームページに公表した。

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

本法科大学院の自己点検・評価の項目は、本法科大学院の教育研究水準の向上を図り、本法科大学院の目的及び社会的使命を達成するという趣旨に則して、連合法務研究科自己点検・評価規程第2条により、(1) 本法科大学院の理念・目的及び基本組織、(2) 教育内容、(3) 学生の支援体制、(4) 入学者選抜、(5) 教員組織、(6) 管理運営、(7) 自己点検・評価、(8) 施設・設備及び図書等、(9) 社会への貢献等と定めている。

この自己点検・評価は、連合法務研究科自己点検・評価規程の規定に従って、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた年から2年目及び4年目に当たる年に、本法科大学院の自己点検・評価委員会が実施し、その結果は公表する(3、5条)。《資料9-2-2-1》

《資料 9-2-2-1》 自己点検・評価項目

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程

第2条 自己点検・評価は、次の事項について行う。

- (1) 本研究科の理念・目的及び基本組織
- (2) 教育内容・方法等
- (3) 学生の支援体制
- (4) 入学者選抜
- (5) 教員組織
- (6) 管理運営
- (7) 自己点検・評価
- (8) 施設・設備及び図書等
- (9) 社会への貢献等

(自己点検・評価の実施組織)

第3条 自己点検・評価は、本研究科自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)が実施する。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価の実施及び公表)

第5条 自己点検・評価は、認証評価機関による法科大学院認証評価を受けた年から2年目に当たる年及び4年目に当たる年に実施する。

2 自己点検・評価の結果は、公表する。

自己点検・評価委員会は、連合法務研究科自己点検・評価委員会規程により、本法科

大学院の研究科長、副研究科長、各専門委員会の委員長、事務長、その他委員長が必要と認めた者をもって組織し（3条）、研究科長が委員長を務める（4条）。評価・FD委員会の委員が、この委員会の委員に加えられている。この委員会の事務は、法学部・経済学部事務部が処理する（6条）。《資料9-2-2-2》 【解釈指針9-2-2-1】

《資料9-2-2-2》 自己点検・評価委員会

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価委員会規程

（組織）

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 教務・設備委員長
- (4) 入試・広報委員長
- (5) 評価・FD委員長
- (6) 地域連携委員長
- (7) 事務長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

（以下、省略）。

（事務）

第6条 本委員会の事務は、法学部・経済学部事務部において処理する。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

本法科大学院の自己点検・評価においては、教育活動等を改善するための目標を設定し、この目標を実現するための方法及び取組の状況等を明らかにしている。

改善が必要と認められる事項については、連合法務研究科自己点検・評価規程第6条により、研究科長が、速やかに運営会議に諮って、関係する専門委員会等又は個人に改善を指示し、指示を受けた専門委員会等又は個人は、指示された事項を速やかに改善することとしている。《資料 9 - 2 - 3 - 1》【解釈指針 9 - 2 - 3 - 1】

《資料 9 - 2 - 3 - 1》 改善目標・方法等

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程

第6条 研究科長は、自己点検・評価の結果により必要と認められる教育活動等の改善事項について、速やかに運営会議に諮り、関係する専門委員会等又は個人に、改善を指示する。

2 前項において指示を受けた専門委員会等又は個人は、指示された事項を速やかに改善する。

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9-2-4 に係る状況)

本法科大学院の自己点検・評価は、平成 18 年度までは、四国弁護士会連合法科大学院支援委員会等と連携して実施する授業参観や意見交換会によって、検証を受けるにとどまっていた。

それに対して、平成 19 年度からは、連合法務研究科自己点検・評価規程第 4 条により、外部評価委員の検証を受ける。外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者、合計 3 人とする。外部評価委員は、自己点検・評価書の書面調査、実地調査を行い、その調査の結果を報告する。《資料 9-2-4-1》

《資料 9-2-4-1》 外部評価委員による検証

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科自己点検・評価規程

第 4 条 自己点検・評価は、外部評価委員による検証を受けるものとする。

- 2 外部評価委員は、法科大学院の教育に関して、広くかつ高い識見を有する大学関係者及び法律実務家を含む学外の有識者とし、学長が委嘱する。
- 3 外部評価委員は、3 人とする。
- 4 外部評価委員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 本研究科がまとめた自己点検・評価報告書の書面調査
 - (2) 自己点検・評価報告書に基づく事情聴取、授業観察、施設・設備の視察、学生インタビュー等の実地調査
 - (3) 前 2 号の調査結果の報告

平成 19 年 6 月に実施した本法科大学院の自己点検・評価については、四国弁護士会連合会から推薦された弁護士 2 名と、法科大学院の長を経験した他大学の副学長に外部評価委員を委嘱しており、7-10 月にその検証を受ける予定である。《資料 9-2-4-2》【解釈指針 9-2-4-1 ※】

《資料 9-2-4-2》 外部評価委員名簿

岡田雅夫	国立大学法人岡山大学副学長
宇都宮嘉忠	弁護士（愛媛弁護士会所属）
南 正	弁護士（高知弁護士会所属）

<別添資料>

- ・ 弁護士会による授業参観に関する資料（資料番号 7）
- ・ 弁護士会との懇談会の開催履歴（資料番号 35）

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本法科大学院は、本法科大学院における教育活動等の状況について、本法科大学院のパンフレット、学生募集要項、修学案内等の印刷物の刊行、ウェブサイトへの掲載、入試説明会の開催、四国ロースクール後援会（企業、地方自治体、弁護士等を会員とする）総会での報告など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。

<別添資料>

- ・香川大学大学院連合法務研究科パンフレット（資料番号1）
- ・平成19年度香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科学生募集要項（資料番号3）
- ・平成19年度修学案内（資料番号2-1）
- ・連合法務研究科ホームページ（トップ・概要・教員組織）（資料番号9-1,2,3）

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

本法科大学院の教育活動等に関する重要事項、すなわち設置者、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修了年限、教育課程及び教育方法、成績評価及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度等は、本法科大学院のホームページや学生募集要項に掲載し、毎年度、公表している。【解釈指針 9-3-2-1 ※】

<別添資料>

- ・平成 19 年度香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科学生募集要項（資料番号 3）
- ・連合法務研究科ホームページ（トップ・概要・教員組織）（資料番号 9-1, 2, 3）

9-4 情報の保管

基準9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準9-4-1に係る状況)

香川大学の法人文書の保管期間は、「国立大学法人香川大学文書管理規程」第7条及び同規程の別表(第7条関係)により、文書の類型ごとに30年、10年、5年、3年、1年又は1年未満と定められている。評価の基礎となる情報の多くは、5年保管の文書に該当する。評価の際に用いた情報は、評価を受けた年から7年間、保管する。《資料9-4-1-1》《資料9-4-1-2》 【解釈指針9-4-1-2※】

《資料9-4-1-1》 法人文書の保存期間

国立大学法人香川大学法人文書管理規程

第7条 法人文書を作成し、又は取得したときは、国立大学法人香川大学法人文書保存期間基準(以下「保存期間基準」という。)により、保存期間の満了する日を設定するものとする。

2 保存期間基準は、別紙様式2により別に定める。

《資料9-4-1-2》 評価の際に用いた情報の保管期間

評価情報の収集・保管に関する申合せ(平成19年6月13日教授会)

本研究科が行う自己点検・評価及び外部機関が行う本研究科の評価に関する情報については、次のように収集し管理する。

(1) 授業関連情報の保管

保管室へ授業内容と成績評価に関わる情報を授業科目別に箱や袋に収納し、検索しやすいように整理・保管する。

(2) 各種委員会関係情報の保管

ネットワークに接続しないパソコンに、委員会に関する情報をPDF化して検索しやすいように保存する。

(3) 評価の際に用いた情報は、評価を受けた年から7年間保管する。ただし、7年よりも長期間保管すると定められている情報は、その所定の期間、保管する。

評価の基礎となる情報のうち、「修学案内」(シラバス等)その他の教務関係記録は、学務第一係及び教務・設備委員会委員が保管している。法科大学院で実施した試験の問題及び答案については、保管体制を教職員に周知徹底し、それらを各教員から集め、学務第一係で保管している。資料室及び非常勤職員が執務する非常勤講師控室には、それとは別個に収集した学生への配付資料等を保管している。授業の予習復習レジュメは、教育研究支援システム(TKC)に電子情報として一括管理している。《資料9-4-1-3》

《資料9-4-1-3》 試験問題・答案の保管

担当教員各位

連合法務研究科
教務・設備委員会

連合法務研究科における試験答案の一元管理について

法科大学院では外部認証評価に対応するため、中間・期末を問わず、試験問題及び答案を一元的に管理することにしました。つきましては、お手数ですが、各担当教員は次の事項手順に従って答案を採点し、学務係にご提出ください。

- ① 試験開始前に、学務係において法科大学院専用の答案用紙を必要枚数分受け取る。
- ② 試験終了後、答案を回収し、学籍番号順に並べ替える。
- ③ 学籍番号順に並び替えた答案用紙を学務係に持参し、紐で綴じてもらう。その際、採点用に答案をコピーしたい教員は、綴じる前に、学務係でコピーの上、答案原本を綴じる。
- ④ 答案を採点し、答案原本の評価欄に点数（素点）を記入する。
- ⑤ 平常点とあわせて、総合評価を行い、成績記入表に評価を記入する。
- ⑥ 成績記入表、問題文及び答案原本を学部係に提出する。なお、答案原本の提出時期は、学生が質問に来たときの説明の必要を考慮し、成績発表（前期は8月21日）のほしい1ヶ月後で結構です。

【備考】

- ・問題文の印刷を希望する教員は、試験前日までに学務係にご提出ください。
- ・昨年及び一昨年に実施済みの試験答案についても、この機会に一元管理しますので、あわせてご提出下さい。筆記試験を実施しなかった科目、実施したが既に答案を廃棄した科目については結構です。

お問合せ先：学務第一係 1816

本法科大学院パンフレット、学生募集要項、入試等の実施要項、入試問題・答案、奨学金・授業料免除関係資料等は学務第一係に保管し、法科大学院設置認可申請書、教授会記録、自己点検・評価報告書、教職員の組織・雇用、財政、施設・設備に関する情報は総務係に保管し、図書に関する情報は図書館及び資料室に保管している。法科大学院設置認可申請書や自己点検・評価報告書は、研究科長室にも保管し、授業評価アンケート結果、FD研究会記録等は研究科長室に保管している。評価の基礎となる情報は、本法科大学院及び全学のホームページにも掲載されている。【解釈指針9-4-1-1】

いずれの情報も、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管している。【解釈指針9-4-1-3】

<別添資料>

- ・ 「国立大学法人香川大学法人文書管理規程」別表（第7条関係）（資料番号39）

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 情報公開については、ホームページで入試情報のほか、自己点検・評価報告書等を掲載しており、また、学生に対しても情報公開の促進に努力している。

<改善を要する点>

- (1) 事務体制について、本法科大学院が小規模であることと財政規模を考慮すると、現況のような事務体制をとらざるをえないが、一つの独立の部局として、また、法科大学院という専門職大学院の教育を行うために必要とされる業務の量をこなすためには、必ずしも十分とはいえず、教員に負担がかかっているところがあり、なお今後も改善していく余地がある。
- (2) 職員の能力の向上を図るための努力は未だ不十分であり、今後大学間の人事交流や研修を通じて、法科大学院担当職員の能力向上を実現することを考えていきたい。
- (3) ITを用いた教育支援や学外での教育実施、教材開発などのために、機器の保守管理や学生の移動費など経常的な経費を要しており、特別の経費を学内外から恒常的に確保することが必要である。
- (4) 評価の基礎となる情報について、更に独立した保管場所を確保する必要がある。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

教室については、①80席の大教室（経済学部3号館・講義室・118㎡）、②57席の教室（法学部棟・第4講義室・69㎡）、③51席の教室（法学部棟・第2講義室・69㎡）、④模擬法廷教室（経済学部3号館・67㎡）、⑤円卓法廷教室（法学部棟・53㎡）を確保している。また、演習室については、⑥20席の演習室2室（法学部棟・第2および第3演習室・35㎡及び34㎡）を確保している。

愛媛大学においても、117席の演習室1（模擬法廷教室）（総合情報メディアセンター・228㎡）、20席の演習室2（共通教育管理棟・45㎡）、44席の演習室3（法文学部講義棟・124㎡）を確保している。

上記教室等について、各科目の受講生数等に応じて効率的に使用している。①については、主として1年次生対象の基礎科目（必修）の講義室として使用し、②・③については、主として選択科目の講義室として使用することにより、受講生が広々と使えるよう配慮している。

また、④・⑤については、主として実務基礎科目（必修）の講義室として使用し、⑥については、主として2年次対象の基幹科目（必修）の演習室として利用しているが、一学年の学生定員30人が複数クラスに分けられているため、受講生にとって手狭となることはない。

さらに、上記愛媛大学の演習室は、もっぱら夏季期間に実施される選択科目の講義室として使用している。そのため、部屋数としては必要かつ十分であり、また、受講生にとって手狭となることもない。【解釈指針10-1-1-1※】

<別添資料>（資料番号40-1）

- ・香川大学建物配置図
- ・愛媛大学建物配置図
- ・経済学部3号館の図
- ・法学部棟（1階・2階）の図
- ・総合情報メディアセンター（愛媛大学）の図
- ・共通教育管理棟（愛媛大学）の図

法文学部講義棟（愛媛大学）

教員研究室については、法学部棟に13室、経済学部3号館に2室を確保して、これを香川大学所属の各専任教員にそれぞれ1室を割り当てている。このほかに、法学部棟に研究科長室を1室確保している。いずれも机、椅子、ロッカー、パソコン、会議用テーブル、折りたたみ椅子等を備え、20㎡以上の部屋であり、教員が研究および授業準備を行う場として十分なスペースを確保している。また、祝祭日も含めて24時間使用を可能にして、教員が研究等を集中的に行えるよう配慮している。

さらに、愛媛大学所属の専任教員が香川大学において勤務する際に使用する研究室として、附属図書館と研究交流棟にスペースを確保している。これは、共同研究室としての性質を持つが、衝立等により各教員のスペースに仕切りを設けているため、個人研究室と同様の機能を果し得る。

また、派遣実務家研究室1室（経済学部新館・27㎡）、非常勤講師控室として1室（経済学部新館・23㎡）を確保している。これらの部屋にも、机、椅子、ロッカー、パソコン、会議用テーブル、折りたたみ椅子等を備えており、非常勤講師控室には事務職員1名を配置する等して、非常勤教員が授業準備等を十分かつ適切に行えるよう配慮している。

【解釈指針10-1-1-2】

<別添資料>（資料番号40-2）

- ・法学部棟（2階・3階・4階・5階）の図
- ・経済学部3号館（1階・非常勤講師控室・2階・派遣実務家研究室）の図
- ・附属図書館（法科大学院教員研究室）の図
- ・研究交流棟（法科大学院教員研究室）の図

専任教員の上記研究室、派遣実務家研究室及び非常勤講師控室は、会議用テーブル及び折りたたみ椅子を備え、十分な広さもあり、教員が学生と面談することのできるスペースとして利用し、必要に応じて、研究科長室も面談スペースとして利用している。【解釈指針10-1-1-3※】

事務職員のほとんどは、法学部・経済学部事務室（経済学部本館）に配置している。IT支援・図書担当の職員1名は、上記非常勤講師控室に、資料室担当の助手1名及び非常勤職員2名は、法学資料室（法学部棟・計209㎡）に配置している。いずれも各部屋において、専用の机とスペースを設けている。【解釈指針10-1-1-4】

<別添資料>（資料番号40-3）

- ・経済学部本館（法学部・経済学部学務係）の図
- ・法学部棟（3階・4階・5階）の図

学生の自習室として、2室（経済学部2号館・67㎡および207㎡）を確保し、学生一人ひとりに専用の机（キャレル・計100席）を割り当てている。また、学生討議室（経済学部3号館・24㎡）および談話室（経済学部2号館・17㎡）も、それぞれ1室確

保している。そして、祝祭日も含めて24時間使用を可能にして、学生の便宜を図っている。

学生が使用する頻度の高い参考書や判例集等の資料は、当該自習室に棚を設けて配置している。それ以外の資料は、法学資料室や附属図書館に配置することにより、学生が利用し易いよう配慮している。【解釈指針10-1-1-5※】

<別添資料> (資料番号40-4)

- ・経済学部2号館(1階)の図
- ・経済学部3号館(1階)の図

次に、教室等は、上記④・⑤及び愛媛大学の演習室を除いて、法学部や大学院地域マネジメント研究科と共同で使用している。学生討議室についても同様である。しかし、地域マネジメント研究科は夜間及び土曜日に授業を実施しているため、昼間開講する本法科大学院と教室等の使用時間帯が重なることはなく、本法科大学院が独占的に使用できる時間帯が日常的に確保されており、また法学部等と共同して管理・運営しているため、特に業務に支障なく使用することが可能である。なお、資料室や附属図書館については、下記10-3で述べる。【解釈指針10-1-1-6※】

なお、平成19年7月から平成20年3月まで、経済学部本館及び1号館について耐震補強の目的で改修工事が行われ、その関係上、法学部・経済学部事務部と派遣実務家研究室が一時移転する。この一時移転によって学生の勉学に支障が生じることはない見込みである。

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

上記①・⑤・自習室にそれぞれビデオ会議システムとそれに付随する設備一式を備えることにより、愛媛大学との映像を通じた通信を可能にして、連合により設置された大学院としてのメリットを十分に生かせるよう配慮している。このシステムは、特に愛媛大学所属の教員が学生の質問に応じられるようにしており、また e-learning を実用化する実験として、新司法試験科目である「行政法」を法学未修者に対して行う補講を試みてきたが、平成19年度からは文科省の指導のもとに、一時的臨時的に正規の授業においても遠隔授業を実施することとしている。月に2回開催される運営会議は、テレビ会議システムを設置している円卓法廷室(⑤)で開催しており、愛媛大学の教員が香川大学に勤務していない場合は、同システムを用いて会議をしている。

上記①・②には、それぞれ自動講義収録システムとそれに付随する設備一式を備えている。これにより本法科大学院のほとんどの講義を収録したうえで、講義配信システムを通して、後で学生が復習等のためにPCで視聴できるようにして、効率的に学習できるよう配慮している。講義配信システムの利用方法については、教員・学生にマニュアルを配付し周知している。また、技術補助職員が教員の講義収録を補助している。同様の収録システムは上記④にも備えており、模擬裁判等を収録する際に役立っている。

さらに、上記①・②では、教員がパワーポイントにより講義を行うために必要な設備と、教材の呈示装置をそれぞれ備えており、効率的な授業の運営に役立っている。

このほか、必要に応じて、PC(ノート型のものを含む)・ディスプレイ・液晶テレビ・プラズマテレビ・プロジェクター・プリンター・デジタル複合機・スキャナ・ビデオカメラ・電動スクリーン・デジタルレコーダー・カセットレコーダー・ホワイトボード・会議用テーブル・椅子・エアコン等を上記各施設に備えることにより、教員による教育・研究および学生の学習その他の業務を効率的に実施できるよう配慮している。また、専用のサーバー(そのための専用の部屋1室〔法学部棟・16㎡)を含む)を備えることにより、必要な情報管理および発信等を行えるよう配慮している。愛媛大学においても、ほぼ同様の設備を有している。

<別添資料>

・備品リスト(資料番号41)

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

図書は、先述した自習室のほかに、法学資料室や附属図書館に配架されている。このうち、自習室は本法科大学院の専用である。これに対して、法学資料室は法学部との共同施設であるが、法学部との共同の委員会を通して管理・運営が行われているので、教育や研究等の業務に支障なく使用することが可能である。また、附属図書館（中央館・7,301 m²）についても、全学的な委員会（図書館会議）により管理・運営が行われており、これに本法科大学院も委員を派遣しているため、業務に支障が生じることはない。

【解釈指針10-3-1-1※】

<別添資料>（資料番号42-1）

- ・施設（中央館）の図
- ・組織

図書業務に従事する職員は、それぞれの施設の規模に応じて、次のように配置されている。まず、自習室の図書業務は、先述したIT支援・図書担当の職員1名。また、法学資料室の業務は助手1名と非常勤職員2名が従事している。さらに、附属図書館（中央館）の業務は、職員19名が従事している。【解釈指針10-3-1-2※】

このうち、法学資料室関係の助手1名、さらに、附属図書館の職員7名は司書の資格を有している。法学資料室関係の助手は、法学部卒業者で長年にわたり法学資料整理や法律データベースの運用に携わり、この間、年に一度は全国の法律図書館職員で構成されている「法律図書館連絡会」の集會に賛助員として参加し、研修を重ねており、法情報調査に関する基本的素養を備えている。附属図書館には情報サービスの専門部門があり、その職員は全専門分野につき専門的情報を調査提供する能力を備えている。自習室の図書を管理している補助職員は、法情報調査に関する基本的素養を特に供えているわけではないが、教務・設備委員会の指揮のもとで業務に携わっている。【解釈指針10-3-1-3】

<別添資料>

- ・附属図書館職員数（中央館）（資料番号42-2）

教員による教育・研究や学生の学習に必要なかつ有益な法学関係の図書および資料として、自習室には、各法の教科書・参考書・論文集および各種の判例集を中心として、約3,800冊が配架されている。さらに、附属図書館と資料室を合わせて約75,000冊の書籍が配架され、約1,000種類の国内外の学術雑誌がある。附属図書館には、必要な視聴覚資料も備えられている。このほか、愛媛大学法科大学院演習室2にも約600冊の本法科大学院学生専用図書が配架されている。【解釈指針10-3-1-4※】

<別添資料>（資料番号42-3）

- ・ 図書・設備の表
- ・ 図書データ①②③

先述した図書および資料を適切に管理して維持するために、職員が日常的に整理整頓の業務に従事している。特に自習室および附属図書館では、持出し防止システムを設けて対処している。【解釈指針10-3-1-5※】

教員による教育・研究や学生の学習を積極的に支援する観点から、自習室の図書については、祝祭日を含む24時間の利用が可能である。

附属図書館についても、通常期間内は毎日（但し、祝祭日を除く）開館しており、午前9時から午後8時（土・日曜日は午後5時）まで利用することが可能である。さらに、事前に手続を行うことにより、これ以外の時間帯に利用することも可能である。加えて、教員・学生ともに最大25冊まで2ヶ月間の貸し出しを受けることができる。また、備えられていない図書については、相互利用サービスを利用することにより、必要な図書の相互貸貸・複写を受けることができる。

資料室については、平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午後1時から6時まで開室することにより、教員や学生が利用し易いよう配慮している。加えて、教員には専用のキーが配布されており、これを用いることで祝祭日を含む24時間の利用が可能となる。【解釈指針10-3-1-6※】

<別添資料>

- ・ 図書サービス（資料番号42-4）

なお、先述した観点から、自習室・資料室・附属図書館には、コピー機・共用のPC・プリンター等が設置されている。また、判例体系やTKC等の各種のデータベースも利用でき、必要に応じて、それをプリントアウトできるよう配慮している。【解釈指針10-3-1-7※】

2 優れた点及び改善を要する点等

<優れた点>

- (1) 30名という少人数定員に対して広い自習室を確保して、学生一人ひとりに専用のキャレルを割り当てている。
- (2) 学生一人ひとりに鍵付きの専用キャビネットも割り当てている。学生が、これらの設備を祝祭日も含めて24時間使用できる点は、本法科大学院の長所の一と評価できよう。
- (3) 自動講義収録・配信システムにより、学生が講義を自由にかつ繰り返し視聴できる。

<改善を要する点>

- (1) 本法科大学院が使用する各施設がキャンパス内に分散する異なる建物に設けられている。そこで、教員や学生が効率的に利用できるようにするため、各施設を近隣の建物に集中させることが望ましい。